

平成 27 年度
国の施策等に関する
提案・要望書
〔重点項目〕

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	野	田	田	修
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	湯	口	史	章
鳥	取	県	町	村	松	本	昭	夫
鳥	取	県	町	村	佐	々	木	明
			議	会			秀	
			長	会				
			長	長				
			副	副				
			長	長				
			長	長				
			長	長				

目 次

< 重点要望項目 >

(ページ)

1	公的資金補償金免除繰上償還による高金利地方債の借換制度の実施について【市長会】	1
2	直轄事業における地元企業への優先発注について【県土整備部】	2
3	国土強靱化を推進する防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の 重点的な配分等について【県土整備部】	3
4	海岸漂着物等処理に係る財源措置について【県土整備部】	6
5	鳥取空港のリモート化に伴う財政支援について【県土整備部】	7
6	中山間地における生活交通の確保について【地域振興部、市長会】	8
7	耐震改修促進法の施行に伴う補助制度の拡充等について【生活環境部】	9
8	農林水産物の輸出促進について【農林水産部】	10
9	6次産業化の推進に係る予算の確保について【農林水産部】	11
10	機構集積効力金交付事業（地域集積協力金）について【農林水産部】	12
11	農林水産業基盤整備事業予算の確保について【農林水産部】	13
12	日本型直接支払の法制化に伴う制度設計について【農林水産部】	15
13	中山間地域の実情に即した基盤整備事業の創設について【農林水産部】	16
14	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について【農林水産部】	17
15	畜産伝染病の発生予防対策について【農林水産部】	18
16	木質バイオマス発電所への燃料供給に係る支援制度の創設について【農林水産部】	20
17	木材の需要拡大の推進について【農林水産部】	21
18	造林公社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】	22
19	沖合漁業漁船の高船齢化対策について【農林水産部】	23
20	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立 並びに新日韓漁業協定関連基金の拡大について【農林水産部】	24
21	フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び実施地区の拡充について【農林水産部】	25
22	漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度について【県土整備部】	26
23	原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部、市長会】	27
24	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について【危機管理局】	29
25	津波対策に係る財政支援について【危機管理局、県土整備部】	30
26	航空自衛隊美保基地等の大規模災害支援拠点化について【危機管理局】	31
27	消防団に対する財政措置の充実について【危機管理局】	32
28	航空自衛隊美保基地における次期輸送機への機種変更について【地域振興部】	33
29	インターネット上における人権侵害の防止について【総務部】	34
30	人権救済制度の確立について【総務部】	35
31	生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について【福祉保健部、市長会】	36

32	障害者総合支援法の施行について【福祉保健部】	37
33	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について【福祉保健部】	38
34	障害福祉サービス等利用計画作成促進に係る施策について【市長会】	39
35	子どもの医療費軽減制度の創設について【市長会】	40
36	不妊治療費の医療保険適用について【市長会】	41
37	児童自立支援施設、自立援助ホーム及び児童相談所の体制の強化について【福祉保健部】	42
38	DV被害者支援の充実とDV加害者更生プログラムの作成について【福祉保健部】	43
39	がん対策の推進について【福祉保健部】	44
40	難病対策について【福祉保健部】	45
41	脳脊髄液減少症治療への医療保険への早期適用等について【福祉保健部】	46
42	特定健康診査及び後期高齢者健康審査における必須の健診項目の追加について【市長会】	47
43	地方の裁量による医療機関の増床許可について【福祉保健部】	48
44	医療人材の確保対策の推進について【福祉保健部】	49
45	医業類似行為の明確化について【福祉保健部】	50
46	岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について【福祉保健部】	51
47	特定医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて【福祉保健部、市長会】	52
48	少人数教育推進のための教職員定数の改善について【教育委員会】	53
49	「総額裁量制」の柔軟な運用について【教育委員会】	54
50	特別支援教育の就学奨励に要する経費の財源措置について【教育委員会】	55
51	特別支援教育の充実について【教育委員会】	56
52	奨学金債権回収に要する経費の財源措置について【教育委員会】	57
53	小中学校の統廃合への財源措置について【教育委員会、市長会】	58
54	私立中学校に対する就学支援金制度の創設について【地域振興部】	59
55	三徳山の世界遺産登録に向けた支援について【文化観光スポーツ局】	60
56	「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」への支援について【文化観光スポーツ局】	61
57	ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について【文化観光スポーツ局】	62
58	地域の成長戦略の実行における支援について【未来づくり推進局】	63
59	アジアを中心とした地方の中心企業の海外展開支援について【商工労働部】	64
60	地域ものづくり産業等の競争力強化について【商工労働部】	65
61	シルバー人材センター事業への支援について【市長会】	66
62	スポーツツーリズムに関する支援について【文化観光スポーツ局】	67
63	観光地魅力アップと地域ブランド力強化について【文化観光スポーツ局】	68
64	広域観光の推進について【文化観光スポーツ局】	69
65	インバウンドの推進について【文化観光スポーツ局】	70
66	義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について【生活環境部】	71
67	水道事業の耐震性向上のための支援拡大と震災対策補助制度の新設について 【生活環境部】	72

68	簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長 及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について【市長会】	73
69	廃棄物焼却施設改良事業等への地方公共団体の財政負担の軽減について 【生活環境部、市長会】	74
70	使用済家電製品の再資源化の推進について【生活環境部、市長会】	75
71	PCB廃棄物の処理推進について【生活環境部】	76
72	次世代自動車の充電インフラ整備促進について【生活環境部】	77
73	地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充について【総務部】	78
74	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について【生活環境部】	79
75	食品表示の適正化について【生活環境部】	80
76	警察の人的基盤の整備について【警察本部】	81

1 公的資金補償金免除繰上償還による高金利地方債の 借換制度の実施について

《提案・要望の内容》

- 平成 24 年度で終了した、公的資金補償金免除繰上償還による高金利地方債の借換制度について、借換の対象を利率 5%未満の地方債に拡大し、再度実施すること。

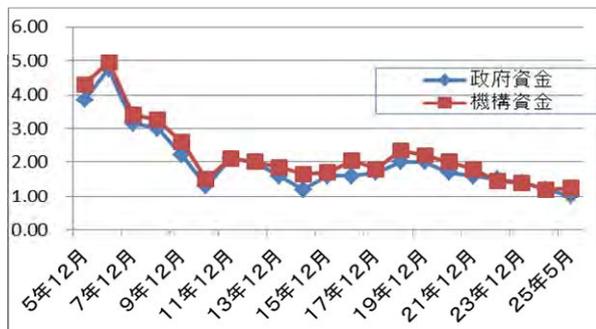
※平成 24 年度で終了した「公的資金補償金免除繰上償還制度」の範囲外である利率 5%未満の地方債についても、現在の市中金利と比較すると相当に高金利である。
参考：国債金利 10 年 0.589%（平成 26 年 5 月 30 日現在）

《提案・要望の内容》

財政融資資金及び公庫資金の利率（表 - 1 参照）や、平成 23 年度の市町村における地方債残高の状況（表 - 2 参照）に目をやると、財政融資資金等の利率は、1%強の低水準まで段階的に下降しているのに対し、全国地方自治体における地方債残高のうち、年利が 4.0%超、5.0%以下のものが 7.7%を占めており、地方財政の硬直化の要因の一つにもなっている。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体の健全な財政運営を行う上で非常に効果的な「公的資金補償金免除繰上償還制度」の拡充及び延長を要望するものである。

【表 - 1】



【表 - 2】

(千円)

借入先	平成 23 年度末 地方債現在高		A/B 地方債残高に 占める割合
	A	B	
全 体	55,905,106,351	859,882,003	1.5%
うち旧資金運用部資金	3,955,930,955	394,059,801	10.0%
うち旧簡易生命保険資金	3,554,263,949	296,613,196	8.3%
うち旧公営企業金融公庫資金	3,366,257,167	144,158,801	4.3%
小 計	10,876,452,071	834,831,798	7.7%

※財政融資資金及び公庫資金の利率については、20 年（3 年据置）固定金利方式を採用。

※財団法人地方債協会資料より

2 直轄事業における地元企業への優先発注について

《提案・要望の内容》

○公共事業が減少して、厳しい経営環境が続いていることから、より一層、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して配慮を行うこと。

- ・建設工事における分離・分割発注を推進すること。
- ・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。
- ・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。
- ・建設工事における下請工事について、地元企業を優先すること。

※既に行っていたいただいている地元企業の受注機会拡大措置等

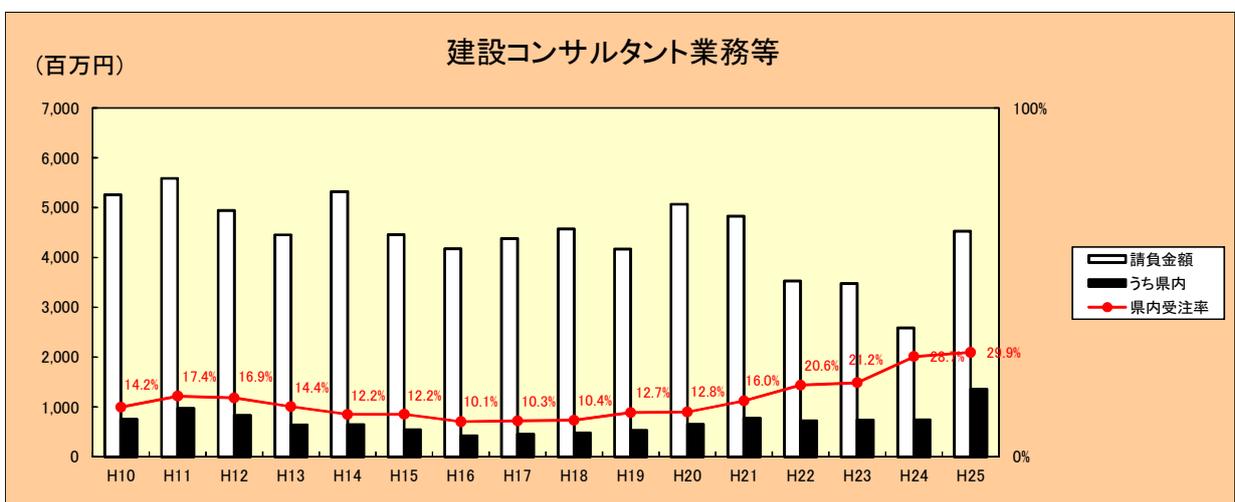
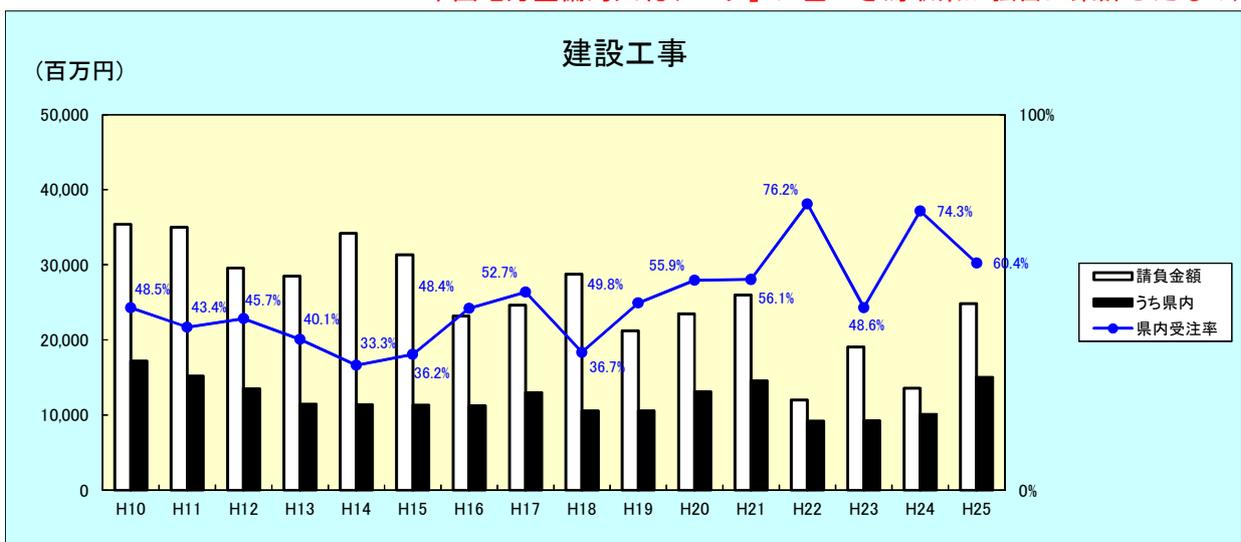
- 平成21年度～
 - ・地元企業向け工事の拡大（工事金額）
 - ・指名基準に本店限定を設けること
 - ・地元企業活用促進型総合評価方式の試行 など
- 平成22年度～
 - ・鳥取県認定グリーン商品の積極使用 など

※これらの取組により、県内企業の受注額について一定水準は確保されている。

<参考>

直轄工事における県内企業受注状況

「中国地方整備局入札データ」に基づき鳥取県が独自に集計したもの)



3 国土強靱化を推進する防災・安全交付金 及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について

《提案・要望の内容》

○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を、特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。

※国土の強靱化を推進する事前防災・減災対策や暮らしの安心・地域活性化等に重点的に取り組むことは喫緊の課題である。

- ・全国的には、平成23年の台風12号や平成24年の梅雨前線など近年も豪雨によって甚大な被害が発生している。
- ・東日本大震災の教訓から公共交通インフラ等の耐震化、遡上する津波に対する海岸堤防や河川堤防の整備などの総合的な地震対策が急務であるとともに、中央自動車道・笹子トンネル事故によってインフラの老朽化対策の深刻さが再認識された。
- ・京都府亀岡市をはじめとして全国で痛ましい通学児童の死亡事故が発生し、早急な通学路の安全対策も求められている。

※当県においても、平成23年の台風12号によって堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水や集落が孤立、現在でも土石流対策が行われていない要援護者施設や侵食対策が完了していない海岸が残されている。また、平成25年7月の大雨によって、浸水常襲地帯において道路冠水により孤立住宅が発生、更に、緊急輸送道路である国道の法面が崩壊し、広域交通を支える幹線道路が数日間全面通行禁止になるなど、多大な影響が生じた。

※また、長寿化計画を策定して橋梁等の安全確保と維持管理コストの縮減に努めているが、今後急速に進展する老朽化への対策が不可欠であるとともに、大規模地震に備えた橋梁等の耐震補強、緊急輸送道路の防災対策も急務である。

〈主な箇所〉

[治水対策]

- ・河川事業 大路川：都市部貫流河川の治水安全度向上（排水機場整備など）
- ・砂防事業 西原地区：重要交通網（JR山陰本線（米子市淀江町））の土砂災害防止
- ・海岸事業 湯山海岸：山陰海岸国立公園の海岸侵食対策

[老朽化対策]

- ・道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新

[大規模地震対策]

橋梁の耐震補強

[防災対策]

緊急輸送道路等の落石防止対策、未改良地区の改良等

[通学路の安全対策]

通学路点検に基づく要対策箇所等

○河川改良を計画的に推進する傍ら、大型構造物等の改修を行う年度には、別枠で予算措置を行うこと。

○浸水常襲地区の浸水被害状況

青木地区では、平成23年台風12号により法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの家屋で浸水被害が発生(床上4戸、床下40戸)。県道の通行止により集落が孤立。



福部町細川地区では、平成25年8月の降雨により浸水被害が発生(床上4戸、床下6戸)。県道の通行止により市民生活に影響。



○前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生

(平成25年7月 江府町久連(くれ) 川平山谷川(かわひらやまたにがわ))



○平成25年7月の大雨で緊急輸送道路である国道が寸断

国道沿いの斜面が崩壊し、大量の土砂が道路を覆い尽くした。(国道180号大木屋(おおきや)地区)



○老朽化によりコンクリート面が剥離し鉄筋が露出している橋梁

平成28年度完了予定で橋梁補修事業を実施中(県道袋河八坂線 円通寺橋)



○通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間や歩道幅員が狭隘な区間において、児童・生徒が通学する時間帯は通勤自動車の交通量が多く、危険なため、歩道設置等の安全対策が必要。

国道181号(日野町舟場)



県道大坪隼停車場線(八頭町西御門)



○鳥取県内の社会資本の老朽化状況

施設の種類	施設数	建設後50年以上の施設数		
		2013年	2030年	2040年
橋梁(橋長15m以上)	722橋	(14%) 102橋	(50%) 360橋	(67%) 483橋
トンネル	37施設	(5%) 2施設	(32%) 12施設	(51%) 19施設
水門・排水機場	6施設	(17%) 1施設	(17%) 1施設	(83%) 5施設
港湾・漁港岸壁	59施設	(3%) 2施設	(44%) 26施設	(78%) 46施設

※県が管理するトンネルや橋梁など多くの社会資本の老朽化が進み、今後、維持管理に要する費用が増大する。

4 海岸漂着物等処理に係る財源措置について

《提案・要望の内容》

- 海岸の景観や環境の保全を図るため、平成27年度以降も海岸漂着物等の処理に係る予算を確保し、都道府県に恒久的な財源措置を行うこと。
- 財源措置にあたっては、引き続き柔軟かつ機動的な執行が可能な制度設計とすること。

※漂着物等が漂着する海岸線は広範であり、また、波浪の状況等により漂着箇所が変動
また、近年医療廃棄物・ポリタンク等の危険物の漂着事例もあり、県民の安全確保のため機動的な対応が必要
→財源措置にあたっては、これらの実情に鑑み、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度設計が必要

<参考>

回収されたポリタンク（北条海岸）、医療系廃棄物（大栄東海岸）



出水後の大量漂着（米子、境港海岸）



海岸漂着物処理費用

（単位：千円）

	H24年度	H25年度	H26年度
事業費	19,541	72,929	88,186
うち基金	0	72,929	88,186

※ H24・25年度は決算額、26年度は予算額ベース

5 鳥取空港のリモート化に伴う財政支援について

《提案・要望の内容》

○国の飛行場援助業務のリモート化に伴い、空港等維持運営費が増となる地方空港管理者に対し国の財政支援措置を創設すること。

※国土交通省航空局から、鳥取空港では平成27年度からの飛行場対空港援助業務をリモート（RAG）化することについて説明があった。レディオ空港として運航情報官が鳥取空港出張所で行っている飛行場対空援助業務を大阪国際空港の飛行場援助センター（FSC）で行うとのことである。

※現在、国と県とで機器整備や中継伝達方法など具体的に調整を行っているところ。

※しかしながら、現行運用時間が14.5時間の状況下でのリモート化は、中継伝達や滑走路監視などの業務が新たに生じることとなり、鳥取空港管理事務所職員の人員体制強化等が必要であり、更には執務室のスペース拡大も必要となることから、国の職員は削減されても、本県は人件費、機器設置等整備の面で負担増となる。

<参考>

○鳥取空港リモート化に伴う地方空港管理者の負担増

(1) 新たに生じる業務

- ・滑走路内の監視、制限区域内の安全等の確認を一括管理
- ・大阪SFCとの連絡（飛行情報提供、航空灯火の点灯、滑走路点検情報報告）

(2) 経費

- ・施設整備費 13百万円
（内容：灯火運用卓移設、気象表示装置設置、執務室内機器移設等）
- ・管理費 28百万円／年
（内容：人件費、執務室拡大分の賃借料等）

○過去5年間の鳥取空港の収支（国際会館除く）

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入(A)	202,599	457,465	230,953	371,023	401,168
着陸料等収入	125,723	126,455	124,736	117,401	128,042
土地建物等貸付料収入	15,015	14,889	15,525	16,122	16,635
国庫補助金・交付金等	4,851	221,500	76,379	121,855	155,251
借入金	50,000	87,000	5,000	108,000	93,000
航空機燃料税	6,721	7,193	8,804	7,134	7,594
諸収入	289	428	509	510	646
歳出(B)	432,592	686,189	420,975	718,971	677,108
空港整備事業費	79,534	348,159	65,679	293,508	226,241
空港等維持運営費	318,267	295,291	305,029	325,492	383,210
土地建物借料	6,531	6,487	6,487	6,487	6,488
県有資産所在市町村交付金	4,455	4,681	4,681	4,681	4,681
借入金償還	23,805	31,571	39,100	88,803	56,488
歳入－歳出(C) = (A) - (B)	-229,993	-228,724	-190,022	-347,948	-275,940

※空港維持運営費には、職員及び非常勤の人件費含む

6 中山間地における生活交通の確保について

《提案・要望の内容》

○中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう採択要件を緩和すること。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

※バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。

※特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和について、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

《要件緩和の例》

- ・補助対象路線の1日当たり輸送量：15～150人
→中山間地域は「15人以上」の要件を引き下げる
- ・補助対象経費の対象：平均乗車密度5人で運行赤字全額、5人未満は人数按分して算出
→中山間地域は「5人」の要件を引き下げる
- ・補助対象経常費用の算出：地域ブロック内の全事業者の平均
→人件費以外の費用の算定は、事業者規模や運行エリア(都市部、中山間部)での平均で算出する方法
→燃料代やメンテナンス経費などの車両維持・運行費の算定は、車両保有台数又は走行キロ／台に基づいて算出する方法

○生活交通確保のために県及び市町村が行う施策に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象であり、地方の生活交通を守るために必要な財源であることから措置を継続すること。

<参考>

○補助要件緩和で期待される効果の例

《1日当たり輸送量要件のうち15人以上の要件の引き下げ》

- ・利用状況に応じて昼間や土日の運行本数を柔軟に見直すことが可能となる。

《平均乗車密度の5人の引き下げ》

- ・県内の国庫補助路線は2～3人台がほとんどであり、引き下げにより補助対象範囲が拡大し、地元(県、市町村)による赤字補填に対する補助が軽減される。

例えば採択要件を5人から3人に引き下げると28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線から13路線に拡大される。(H25実績)

7 耐震改修促進法の施行に伴う補助制度の拡充等について

《提案・要望の内容》

○建築物の耐震化の一層の促進を図るため、所有者負担の更なる軽減、地方財政措置の拡充等、国において支援策を講ずること。

※耐震診断が義務付けられた大規模建築物等については、耐震改修工事への補助制度を最大で所有者負担を1/3まで軽減する拡充がされたが、所有者や地方公共団体の負担の大きさがなお課題である。また、耐震診断が義務付けられない建築物は拡充制度の対象とされていない状況である。

<参 考>

1. 耐震改修工事費の補助制度

○従 前

国 11.5%	県 5.75%	市町 5.75%	所有者負担 77%
公費 23%			



○耐震対策緊急促進事業（耐震診断義務付け大規模建築物等）

国 11.5%	国・補助金 21.8%	県 1/6	市町村 1/6	所有者負担 1/3
公費 2/3				

※ 義務付け対象外の建築物については従前どおり。

※ 義務付け大規模建築物等で地方補助がない場合、国の補助は11.5%のみ。（所有者負担は88.5%）

2. 鳥取県内の耐震化の状況

	策定時 (H18年度)	目標値 (H27年度末)	H24年3月時点
建築物	69%	89%	74.9%
住宅	68%	86%	70.2%

※目標値は鳥取県耐震改修促進計画（平成18年度策定）において設定

8 農林水産物等の輸出促進について

《提案・要望の内容》

○海外におけるジャパンプランドの確立を図るため、輸出促進体制構築や輸出環境整備を積極的に行うこと。

※ジャパンプランドの普及にあたっては、従来築いてきた「二十世紀梨」など産地ブランドを活かす配慮を行うこと。

※コールドチェーンの整備、検疫交渉などを国において積極的に進めること。

※国際規格認証の取得に対し、国においても支援すること。

※輸出モデル地区については、地域の実状を把握するとともに、地域の意見を聞いたうえで、制度設計を行うこと。

<参考>

1 食のみやこ・フードバレープロジェクト

鳥取県では、食のみやこ・フードバレープロジェクトチームを立ち上げ、高品質な県内農林水産物の生産力を高め、戦略的な輸出拡大を図るとともに、県内関係機関との連携により、農林水産物・加工品の一大生産・供給拠点を目指している。

2 鳥取県農林水産等輸出促進研究会の設立

平成 25 年 10 月鳥取県内の農林水産 8 団体と JETRO 鳥取及び県により、輸出促進に係る情報交換等を目的とした研究会を設立→鳥取県版輸出戦略を策定予定

3 二十世紀梨の輸出量の推移

(単位：10kg 箱)

平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年
40,796	46,381	19,776	25,759	70,084

*平成 26 年 3 月ドール・全農とっとり・鳥取県の 3 者でパートナー協定を締結。輸出品目・時期を拡大することを目指している。

4 食品の安全等に関する認証の取得状況（平成 26 年 2 月）

県内認証取得企業数 計 32 社（西部：26 社、中部：2 社、東部：4 社）

〔内訳〕 HACCP: 9 社、GMP(健康食品): 5 社、ISO22000: 18 社、FSSC22000: 4 社

*重複有り

5 鳥取県の支援制度

○食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金（補助率 1 / 2）

○「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金（補助率 2 / 3）

9 6次産業化の推進に係る予算の確保について

《提案・要望の内容》

- 6次産業化を強力に推進するため、6次産業化サポートセンターの運営に係る予算を、十分に確保すること。

※鳥取県では、国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用し、「鳥取6次産業化サポートセンター」を設置し、県全域を対象に6次産業化（農商工連携）を推進している。

※平成26年度予算の要望にあたり、従来どおりの支援体制を維持できる金額で要望したが、交付金額の算定は全国一律的な算定で、要望の6割程度しか配分されなかった。

※6次産業化の推進を重点推進施策に掲げる鳥取県としては、サポートセンターの事業縮小を避けたいため、事業の見直しをした上で、平成26年度については県費を上乗せし、運営することとした。

【国への要望額】 19,379千円 【国の配分限度額】 11,607千円

【サポートセンター運営費】 13,255千円（うち県費：1,648千円）

<参考>

1 鳥取6次産業化サポートセンター（県の委託）

【受託先】（公財）鳥取県産業振興機構

【推進体制】企画推進員（2名）、管理運営員（1名）

【事業内容】

- 農林漁業者等からの相談対応
- 各種研修会の開催及び交流会（マッチング）に併せた個別相談会等の開催
- プランナー（専門家）の派遣
- 6次化・農商工連携法に基づく事業計画認定にかかる支援
- 6次化・農商工連携法認定事業者のフォローアップ

2 6次産業化ネットワーク活動交付金（支援体制整備事業）

- ・平成25年9月まで、国が直接、各都道府県にサポートセンターを整備
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金（支援体制整備事業：国10/10）が創設され、平成25年10月以降、県が地域の実情にあったサポートセンターを整備することとなった。

10 機構集積協力金交付事業（地域集積協力金）の運用について

《提案・要望の内容》

○機構集積協力金交付事業（地域集積協力金）の円滑な運用のため、制度設計をした国の責任において交付対象の基準を明確に示すとともに、それに対応可能な十分な予算を確保すること。

※担い手への農地集積・集約化を促進するために創設された機構集積協力金交付事業（地域集積協力金）は、既に担い手に利用権を設定されている農地であっても、合意解約して中間管理事業を活用すれば、同じ担い手に再度利用権が設定されても交付の対象となるとされている。

※県に配分された予算額の算定の考え方は、担い手への新たな利用権設定面積をベースとしており、仮にこのような農地をすべて対象とした場合、予算の大幅な不足が見込まれる。

※国は、「各都道府県で担い手への農地集積・集約化に資する程度が高い事例から優先的に予算配分することが重要。優先順位の低い事例について、交付事業の対象から除外するかどうかは都道府県の判断による。」との見解を示しているが、都道府県間で取扱いに差が生じると、現場での混乱が懸念される。

<参考>

1 県内農業法人がすべての利用権を合意解約し機構に貸付けされたと想定した試算

県内農業法人の 経営面積(ha)	地域集積協力金の所要額試算			
	集積率 (単価)	2～5割 (20千円/10a)	5～8割 (28千円/10a)	8割超 (36千円/10a)
1,912.3	所要額(千円)	382,455	535,436	688,418

2 機構集積協力金に係る国配分額（鳥取県）

単位:千円

事業名	H25補正分 (県基金積立て済み)	H26当初分 (計画承認のみ)	合計
機構集積協力金	107,886	70,469	178,355

11 農林水産業基盤整備事業予算の確保について

《提案・要望の内容》

- 農山漁村地域整備交付金について、平成26年度の配分額が鳥取県の要望額を大幅に下回り、事業実施に支障を来しているため、補正予算等により増額すること。

鳥取県に対する農山漁村地域整備交付金のH26年度配分額は要望額の約43%
 <主な交付金活用事業> (国費ベース 単位：千円)

事業内容	要望額	配分額	不足額
予防治山、林地荒廃防止、集落排水、林道整備、農業基盤整備、小水力発電等	1,954,979	845,437	1,109,542

- 近年多発する地震や干ばつ・ゲリラ豪雨などの異常気象を受けて、ため池等の防災・減災対策や畑地かんがいの整備要望などが高まってきたため、農業農村整備事業の計画的な執行が図れるよう、所要額を確保すること。

鳥取県の農業農村整備事業に関する予算割当状況 単位：千円

平成26年度			平成27年度 所要見込額 ③	増減 ③/(①+②)
H25補正 ①	H26当初 ②	計 ①+②		
687,400	1,073,954	1,761,354	1,981,528	113%

<参考>

【本県の状況】

1 農山漁村地域整備交付金

鳥取県の要望状況 (内訳) (国費ベース 単位：千円)

分野	要望額	主な事業内容
農業農村分野 (農村振興局)	503,637	農業基盤整備、小水力発電、農業集落排水
森林分野 (林野庁)	1,422,306	林道整備、予防治山、林地荒廃防止
水産分野 (水産庁)	29,036	漁業集落排水
合計	1,954,979	

2 農業農村整備事業

(1) 農村地域防災減災事業

平成23年9月の台風12号災害によるため池決壊や、近年多発する石綿管の破損事故等を受けて、老朽ため池改修や畑かん管路の更新整備に対する農家要望が高まっており、農村地域防災減災事業の平成27年度所要見込額が大幅に伸びている。

また、昨年度、重要ため池 (堤高15m以上) や下流に人家等があり、決壊した場合に甚大な被害が予想されるため池を対象に耐震性調査を実施したことを踏まえて、本年度、鳥取大学や農村工学研究所等の専門家を交えた「鳥取県ため池安全対策検討会」(第三者委員会) を立ち上げ、今後の優先順位付けも含めたため池整備方針等を策定する予定である。今後、耐震対策を目的としたため池整備も増大する見込みである。

(2) 農業競争力強化基盤整備事業

施設の耐用年数が超過し、劣化が著しい頭首工や取水堰を対象に、計画的に整備・補修を進めている。さらに、本年度から2カ年をかけて、農業水利施設の内、特に営農上・防災上重要な頭首工を中心に機能診断や保全計画策定を行った上で、今後頭首工の長寿命化に取り組むこととしている。

また、近年多発する干ばつを受けて、農家から畑地かんがいの早期整備について強い要望が出されている。

(3) 事業毎の予算内訳

単位：千円

事業名	H26年度			H27年度 所要見込額	備考
	H25補正 ①	H26当初 ②	計 ①+②		
農村地域防災減災事業	313,000	563,848	876,848	1,163,728	*ため池や石綿管の整備更新等
農業競争力強化基盤 整備事業	374,400	510,106	884,506	817,800	*畑かんや農業水利施設の整備更新等
合計	687,400	1,073,954	1,761,354	1,981,528	

※事業費ベース（県営＋団体営）で、調査事業を含む

12 日本型直接支払の法制化に伴う制度設計について

《提案・要望の内容》

- 日本型直接支払制度について、平成27年4月からの法制化に伴い、補助金交付ルートが市町村への間接補助に一本化され、これまでよりも市町村の業務量が増大することから、市町村に対する推進事務費を十分に確保すること。

* 日本型直接支払制度の法制化に伴い、多面的機能支払については、中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払と同様、補助金交付ルートが市町村に一本化されることに伴い、これまで活動組織への補助金事務等を行ってきた地域協議会から市町村に業務が移行し、市町村の事務負担が増大することから、それに見合う推進事務費を十分に確保すること。

- 本事業の運用に当たっては、地域の実状に応じて、事業の普及啓発や活動組織への指導・助言等、業務の一部を地域協議会等に外部委託できるような柔軟な仕組みにするとともに、市町村や農業者が取り組みやすい制度とすること。

* 市町村は近年の行政改革で職員数が減り、マンパワー不足から日本型直接支払制度の円滑な実施に支障を来す恐れがある。このため、市町村の実状に応じて、事業の普及啓発や活動組織への指導・助言等、業務の一部を地域協議会等に外部委託できるような柔軟な仕組みとすること。

* 国は多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複実施を推進しているが、その一方で、多面的機能支払と中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払は現行の枠組みを維持するとされている。事業を重複実施する場合に、市町村が行う耕作状況の現地確認調査や、農業者が行う事務手続き等について一本化・簡素化を図り、市町村や農業者が取り組みやすい制度とすること。

* 中山間地域等直接支払は来年度から第4期対策が始まるが、過疎化・高齢化の進行に伴い、5年間の農地維持活動を続けるのが困難となり、協定農用地全体の遡及返還に不安を感じて活動を諦める集落があるので、耕作放棄地が発生した場合、該当農用地のみの遡及返還で済むよう要件緩和を図り、農業者が取り組みやすい制度とすること。

<参考>

本県の取組状況（平成25年度実績見込）

	活動組織数	取組面積 (ha)	交付金額 (千円)
農地・水保管理支払交付金			
共同活動支援	388	9,735	299,852
向上活動支援	439	10,502	420,764
中山間地域等直接支払交付金	690	8,081	1,137,949
環境保全型農業直接支払交付金	100 ^{注)}	231	17,026

※農地・水保管理支払交付金は本県農業振興地域の3割をカバーしており、地域全体で農業用施設の保管理を行う重要施策として定着している。

※中山間地域等直接支払交付金は中山間直払対象面積の8割をカバーしており、生産条件の不利な中山間農業を守る重要施策として定着している。

※両事業併せて、本県農業振興地域の5割をカバーしている。

注) 環境保全型農業直接支払交付金の場合は組織ではなく、農業者等をカウントしたもの。

13 中山間地域の実情に即した基盤整備事業の創設について

《提案・要望の内容》

- 平地地域に比較して生産条件が不利な中山間地域での農地集積の加速化を図るため、地元負担の少ない中山間地域の実情に即した基盤整備事業を創設すること。

<参考>

- 1 鳥取県は早くからほ場整備に取り組んでおり、まとまった未整備田がないため、農地集積を伴う基盤整備としては、農業基盤整備促進事業（定額助成）による畦畔撤去など簡易な整備が主体となる。
- 2 平坦地域では、畦畔撤去など簡易な整備が既存の定額助成の範囲内で施工可能である一方、中山間地域では切盛土量が大きく平坦地に比べ工事費が割高となることから、定額助成の範囲では収まらず、事業推進が困難な状況にある。
- 3 鳥取県は、既存の定額助成制度（畦畔撤去）により平坦地では農地集積の事例があるものの、中山間地域では切盛土量が大きく工事費が割高で、既存の定額助成額では農家負担額が大きいため、これまで事業の実施例はない。
- 4 農地中間管理事業の実効性を高め、中山間地域での農地集積を円滑に進めるためには、切盛土量を考慮した畦畔撤去なども対象に、既存の定額助成単価を引き上げ、中山間地域の実情に即した基盤整備事業を創設し、農家負担の軽減を図る必要がある。

【簡易な整備の概算工事費と定額助成額】

単位：千円/10a

地形区分	工事費	既存定額助成額	地元負担
平坦地	76	100	0
中山間地	262		162

※中心経営体に集約化(面的集約)する農地については、定額助成単価が2割加算

14 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

《提案・要望の内容》

- ポジティブリスト制度導入に伴う農薬の残留農薬基準の見直しにあたり、特に魚介類に対する農薬残留基準値に早急な対応が必要であり、水田はもとより畑地での使用頻度の高い農薬についても積極的に農薬残留基準値の設定を進めること。
- 特に、シジミの産地において使用頻度が高い次の農薬については、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。

<農薬>

CYAP（シアノホス）、プロチオホス、ダイアジノン、クロルピリホス、シメトリン、トリシクラゾール

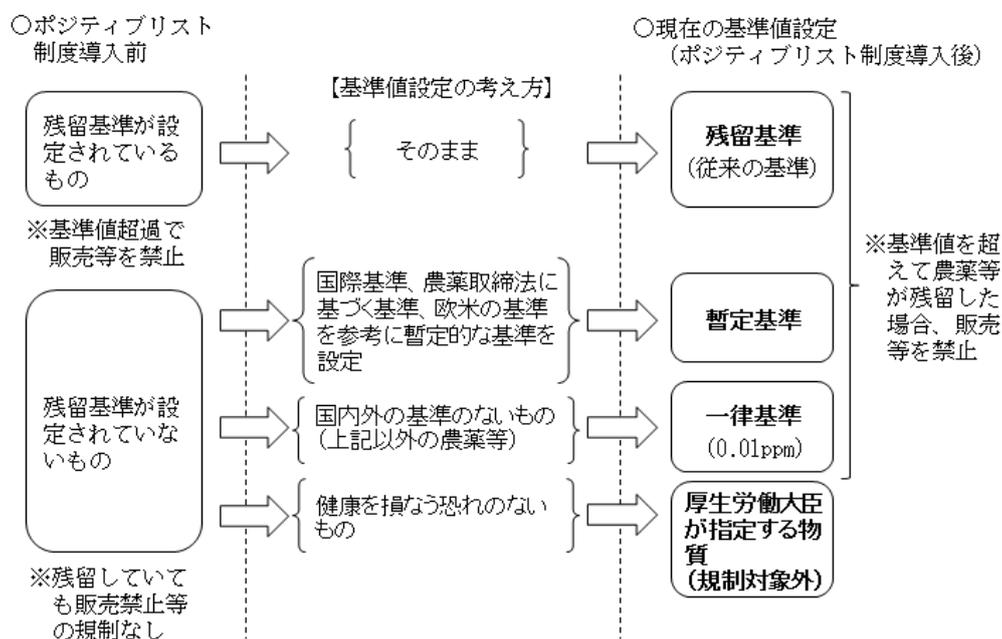
※魚介類の農薬残留基準には多くの場合、一律基準が適用されるが、一律基準が適用される限り、一日摂取許容量に照らして人の健康に影響を及ぼすものではない場合でも出荷停止等が繰り返され、今後ともシジミの漁業者に多大な影響を与えることが懸念される。

<参考>

1 経緯等

- ※平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤（クミルロン）の成分の残留が判明し、リスク評価等を早急に実施していただいた結果、平成19年8月に魚介類の残留基準が設定され、8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。
- ※また、平成20年7月17日には、一律基準を超える殺虫剤（ダイアジノン）が検出され、シジミへの残留値が一律基準値以下に低下するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。
- ※農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象により畑地からもシジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。
- ※なお、これまで鳥取県が魚介類における残留基準値の設定を要望していた殺菌剤（クレソキシムメチル）については、リスク評価等を実施していただいた結果、平成25年5月に魚介類の残留基準が設定された。
- ※また、平成26年6月に湖山池においてシジミ漁が復活したところであり、現時点で湖山池において問題は生じていないが、将来的に漁業への影響が出ないようにすることが必要である。

2 基準値設定の手順



15 家畜伝染病の発生予防対策について

《提案・要望の内容》

○ 家畜伝染病の発生予防・流行防止対策のため、ワクチン接種助成を継続・拡充し、地域で取り組んでいる組織的な防疫対策を支援すること。

① 平成27年度以降もワクチン接種助成を継続すること。

※ 生産者は、国の補助があることで家畜伝染病発生予防の意識を持ち、当県では高い接種率を保っている。

※ 国補助が廃止された場合、ワクチン接種に要する生産者負担額が増加し、接種率の低下につながる恐れがある。

※ また、接種率が低下すると、県、事業主体、農協、獣医師等で構築している現在の組織的な取組みが崩壊する可能性が高い。

② 現在補助対象である牛異常産ワクチンに加えて、牛ウイルス性下痢症（BVD）2型に有効なワクチンを助成対象とすること。

※ 県内では平成24年にBVD2型が流行したため、当疾病に有効な6種混合（BVD2型を含む）のワクチン接種を推進しているが、接種率はまだ低い（H25年度 接種率44%）。

※ 全国的にも発生が継続しており、国補助によるワクチン接種への意識付けが必要。

<参考>

○ ワクチン接種事業の概要（家畜生産農場清浄化支援対策事業）

① 組織的なワクチン接種の取組みに対し国が支援する事業。

② 平成26年度は、アカバネ病等の牛異常産を予防するためのワクチンに補助。

ワクチン補助金（鳥取県内） 1,664,000円（@128円/頭×13,000頭）

○ 牛異常産ワクチン接種率及び接種による疾病防止効果

平成24年度	接種率（%）
鳥取県	96
中国四国8県の平均	68

（注1）中国四国8県の数値は、鳥取県を除いた中国四国8県への聞き取りにより算出。

（注2）接種率は、接種のべ頭数を接種対象頭数（農林水産省畜産統計）で割った概数。

- ・鳥取県は関係機関が組織的にワクチン接種を推進しており、高い接種率を維持している。
- ・平成23年に牛異常産（アカバネ病）が全国的に流行した際に、ワクチンの接種率が高かった鳥取県での発生は1頭に留まった（全国では326頭発生）。

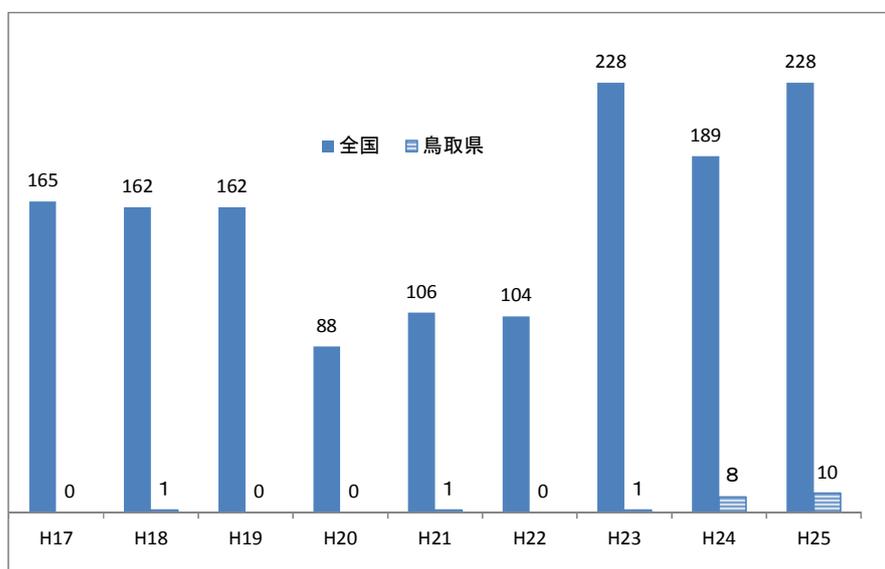
○ ワクチン接種の推進体制

- ・実施主体である鳥取県畜産推進機構が、農協が取りまとめたワクチン接種予定頭数に基づきワクチンを一括購入し、獣医師に委託してワクチン接種を行う。この体制が、県内のワクチン接種の推進に重要な役割を果たしている。
- ・現場では事業終了と同時に、ワクチン未接種農家の増加に伴い、推進体制の仕組みの崩壊を懸念する声がある。

【役割分担】

- ・鳥取県畜産推進機構：ワクチンの一括購入、獣医師へのワクチン配布と技術料の入金等
- ・農協：ワクチン接種希望頭数のとりまとめ、代金回収、ワクチン接種日程調整等
- ・獣医師：農家の家畜へのワクチン接種

○牛ウイルス性下痢症の発生状況



- ・県内では平成24年から牛ウイルス性下痢症（2型）が流行した。
- ・当時、接種を推進していた5種混合ワクチンは牛ウイルス性下痢症1型には有効であったが、同2型には効果がなかったため、2型にも有効な6種混合ワクチンへの切替えを推奨した。
- ・また、ウイルスまん延防止のため、ウイルスを保有・排出し続ける牛のとう汰を行った。
- ・今後、ワクチン接種により、未然の発症防止が必要。

16 木質バイオマス発電所への燃料供給に係る支援制度の創設について

《提案・要望の内容》

- 木質バイオマス発電所へ安定的に燃料を供給するため、発電所の稼働から未利用材が安定的に搬出・供給できるまでの間、搬出に必要な経費に対する新たな支援制度を創設すること。

<参考>

- 鳥取県境港市において、県内初の木質バイオマス発電所の事業化を昨年5月に決定し、平成27年4月の稼働に向け、施設整備や燃料供給体制の構築に官民が連携して取り組んでいるところ。
- 木質バイオマス発電所は低質材の安定的な出口となることから、森林整備の加速化に大いに寄与することとなり、県内の林業関係者は熱い期待を寄せているところであるが、木質バイオマス燃料の効率的な供給に必要な体制（搬出機械、林内路網、搬出技術等）は必ずしも十分とは言い難く、抱える課題が多いのが実態。
- 現在、森林整備加速化・林業再生基金の「木質バイオマスエネルギー導入促進支援（木質バイオマス調達等支援）」を活用し、発電所稼働前の燃料用原木の生産・運搬・貯木について、木質バイオマス協議会構成員への支援を行っているところであるが、当該基金による支援は平成26年度までとなる。

《本県における木質バイオマス調達等支援の実施状況》

支援区分	補助対象者	事業体数	補助金額(千円)
燃料用原木供給支援 (定額2,000円/m ³)	素材生産者	14	93,200
燃料用原木貯木支援 (定額1,000円/m ³)	認定土場の経営者	6	56,000
計			149,200

注：認定土場とは、木質バイオマス協議会が認定した燃料用原木のストックヤードをいう。

- 発電所の稼働に当たり、燃料となる原木やチップを継続的かつ安定的に供給する体制を構築することが最大の課題であり、平成27年度以降の支援について山側及び発電事業者から事業継続の要望が強い。
- 今後、搬出機械や路網整備をはじめとするインフラ整備、収集・搬出に係る技術の向上など、安定的な供給体制が構築できるまでの期間（発電所稼働から3年間程度を想定）、燃料の安定供給の下支えを行うための継続的な制度の創設が必要不可欠。

17 木材の需要拡大の推進について

《提案・要望の内容》

- 住宅建設における木材の需要拡大を図るため、平成27年度以降においても木材利用ポイント事業の継続に必要な予算措置等を講ずること。
- CLTの活用推進により新たな木材の需要拡大を図るため、CLTの基準強度の制定を始めとする関係法令の改正等を早期に行うこと。

<参考>

1 木材利用ポイントについて

- 木材利用ポイント事業は、県産材の使用量等に応じて支援する「とっとり住まいる支援事業」（県事業）の対象とならない家具等の木材製品も対象となるなど、両事業の相乗効果により県産材の需要拡大に大きく貢献することが期待される。

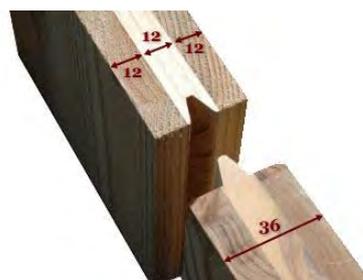
2 CLT（Cross Laminated Timber、直交集成板）について

- 鳥取県内では、JAS規格における最小のCLTとなる「Jパネル」（三層クロスパネル）を、協同組合レングス（南部町）が製造している。
- 県では、有識者から成る「鳥取発CLT技術活用研究会」を設置し、協同組合レングスの有する技術や強みを活かした新たなCLT製品の仕様や県内の公共施設等への活用について検討を行うなど、木材の需要拡大に向けてCLTの活用の動きが加速している。
- 構造材として利用する際の構造計算に必要なCLTの「基準強度」の制定に向けた試験等が、国土交通省を中心に行われているが、CLTの生産・活用を進め、木材の需要拡大を推進するためには、関係法令の改正等を早期に行うことが必要である。

Jパネル（三層クロスパネル）



Jパネル（三層クロスパネル）



18 造林公社に対する支援措置の拡充について

《提案・要望の内容》

- 県が造林公社に行う利子補給や無利子貸付への支援に対する特別交付税措置について、継続及び拡充を行うこと。
- 相続等により森林所有者に異動があった場合、所有者に代わって造林公社が登記の手続きを行うことができるようにするとともに、その際に必要となる経費に対する国庫補助制度を創設すること。

<参考>

1 特別交付税措置の継続及び拡充について

- ・ 造林公社に対する支援に関しては、これまでも県が造林公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合の利子負担分について、特別交付税措置（県負担の1/2）がなされているが、県の財政負担を軽減する観点から、当該支援措置について、継続及び拡充をお願いしたい。

【最近5カ年の特別交付税措置額（試算）】

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24	H25
利子補給分	64	61	59	55	53
無利子貸付分	260	186	188	158	137
計	324	247	247	213	190

2 登記手続きに係る補助制度の創設について

- ・ 鳥取県及び造林公社では、平成25年2月に「財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン（H25～96年度）」及び「財団法人鳥取県造林公社第1期経営改善計画（H25～34年度）」を作成し、経営改善に取り組んでいる。

【経営の目標】

- ◇平成96年度までに最終損失額をゼロにする
- ◇第1期中（平成30年度頃）に県借入金をゼロにする
- ◇第1期中（平成32年度頃）に単年度黒字化（県償還金の計上）を図る

- ・ 本計画の目標を達成するため、平成25年度から搬出間伐に積極的に取り組んでいるが、今後、更に施業を推進していくに当たり、相続や所有権の移転時に登記が適正に行われていないことが原因で分収契約の相手と実際の森林所有者が異なる事態が発生し、搬出間伐等の実施に支障が及ぶことが懸念される。（参考：造林公社の総契約数1,860件）
- ・ このため、相続等により土地所有者に異動があった場合に、造林公社が登記手続きを代行することを可能とするとともに、当該手続きに必要な経費の支援措置の創設が必要。

19 沖合漁業漁船の高船齢化対策について

《提案・要望の内容》

○沖合底びき網漁業やべにずわいがに漁業などの沖合漁業は、本県の主幹漁業であり、高船齢化が進む漁船の代船建造を強力に推進するため、平成24年度で終了した「担い手代船取得支援リース事業」の再制度化及び補助率の引き上げを行うこと。

〔 漁船リース事業は、①手持ち資金が不要、②低利で長期のリースのため単年当たり償還にかかる経費負担が小さい等の利点があり、制度復活を望む漁業関係者が多い。 〕

○「もうかる漁業創設支援事業」において、同一地域、同一漁業種類で複数隻建造が可能となるよう、採択基準の緩和及び手続きの合理化を行うとともに、初期投資に係る漁業者の負担軽減を図ること。

〔 「もうかる漁業創設支援事業」は新船建造に多大な資金調達が必要となること等から制度の活用が進んでいない。 〕

<背景>

鳥取県では、沖合底びき網漁船の新造船11隻のうち8隻が、国の「担い手代船取得支援リース事業」を活用して建造された。新船建造をしていない漁船についても、老朽化が著しく船齢はいずれも20年を超えており、沖底漁業の維持存続は、地域経済に多大な影響を及ぼすことから、沖合底びき網漁船全27隻のうち、残る16隻の代船建造が喫緊の課題となっている。

〔新船建造の内訳〕 ※沖合底びき網漁船 全27隻

- ・担い手代船取得支援リース 8隻
- ・もうかる漁業創設支援事業 3隻 /計11隻

■関係者からの聞き取り（概要）

- ・リース事業が再制度化されれば活用して新船建造を検討したい。
- ・船齢が古く新規に漁船建造したいが、手持ち自己資金がなく、イニシャルコストが必要なもうかる漁業実証事業は活用できない。
- ・現状の収益構造を改善したいが、新規に建造する余力はない。リシップには興味がある。
- ・リシップは診断に費用がかかる上、リシップそのものの投資効果が不明。したがって、懐疑的にならざるを得ない。
- ・後継者の目途が立たない。漁業経営は自分の代で終わり。
- ・漁船建造等の支援メニューは多い方がよく、なるべく選択肢を増やしてほしい。

20 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連基金の拡大について

《提案・要望の内容》

- 日韓両国政府の責任において積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。
- 新協定締結後14年経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられる漁業者に対し、基金予算を拡大し、地域で計画的に使え、弾力的に運用でき、かつ地域の知恵や創意工夫が生かされる抜本的な漁業経営救済対策を講じること。

<参考>

- 暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間で協議を重ねているが、韓国側の合意不履行等により、今後も大きな進展が望めず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識している。
- 国は、これまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具は一向に改善されず、漁業者はいまなお厳しい経営を強いられている。
※独立行政法人水産総合研究センターは、暫定水域内は相当漁獲圧が高く、90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないと報告。韓国漁船問題を早期に解決しない限り資源状況はますます厳しい。
- このため、漁業者からは基金拡大と併せ、地域が計画的に使え、弾力的に運用できる、抜本的な漁業経営救済対策が求められているが、平成25年度補正予算による50億円の基金化においては、支援メニューの大きな拡充はなく、要望の趣旨に応えるものとはなっていない。

<基金予算の拡大により行いたい沖合底びき網など暫定水域の多大な影響を受ける漁業者等に対する具体的な救済策>

- ・代船建造支援策
- ・漁船の省エネ化
- ・漁法の転換
- ・漁獲物の高付加価値化など

21 フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び実施地区の拡充について

《提案・要望の内容》

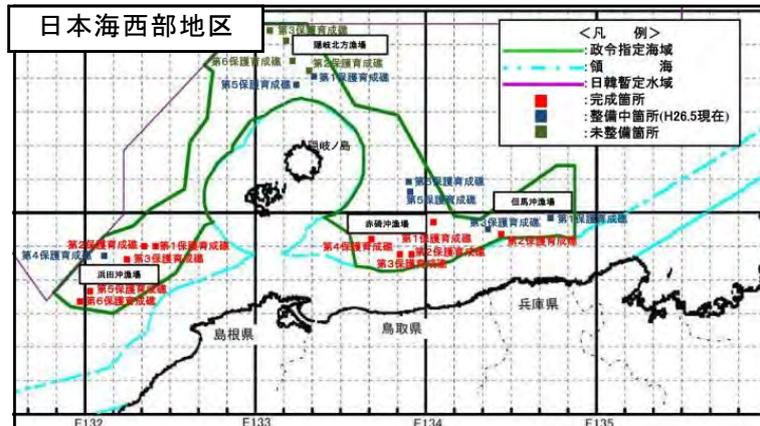
○フロンティア漁場整備事業について、十分な事業費の確保及び実施地区の拡充を図ること。

※①国におかれては、日本海西部地区（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を直轄事業として平成19年度から実施されているところ。既に完成した箇所では、漁業者から「資源の保護につながっている。」等の高い評価が寄せられている。更なる資源の確保や増大につなげるため、日本海西部海域における全箇所の早期完成。さらに、次期計画の早期事業化。

②隠岐海峡地区におけるマイワシ等の資源増大を目的とした湧昇流漁場（島根沖）の早期完成。さらに、地元関係者から要望の強い鳥取沖における湧昇流漁場の早期事業化。

<参考>

○フロンティア漁場整備事業



22 漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度について

《提案・要望の内容》

○漁港内堆積土砂によるサンドリサイクルについて、支援制度を創設すること。

※日本海側の海岸は、その大部分が砂浜海岸で形成されており、波浪等の影響で海浜が侵食され、その土砂が漁港内に堆積し漁船の出漁等、漁業に支障が生じている。

人々に親しまれる海岸環境を創出し、白砂青松の海岸を保全するサンドリサイクルのため浚渫土砂を養浜等に有効利用する場合は、継続的に補助事業で実施出来る等の支援制度の創設が必要。

<参考>

○サンドリサイクルに対する国の支援制度の創設について



【写真】岩戸漁港（鳥取市福部町）

○毎年、沿岸の漂砂と隣接する河川からの土砂により漁港の港口が閉塞し漁業活動に支障が生じている。

○今後、沿岸漂砂の不均衡の改善を図る必要がある。



23 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災対策の強化について】

- 避難者の輸送手段確保や運転者の確保など、UPZ内の住民がすみやかに避難できる仕組みを速やかに確保する仕組みを構築すること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 広域福祉避難所について、国において、速やかな人材派遣、機材・物資調達の仕組みを構築するとともに、最終の避難先となる社会福祉施設等を、速やかに確保する具体策を講じること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって安定ヨウ素剤投与の手順や基準を示すこと。
- 安定ヨウ素剤について、乳幼児用シロップ剤の早期製品化などを製薬メーカーに働きかけること。

【スクリーニングの実施要領の作成等】

- 福島での経験や先進事例等を踏まえ、科学的根拠に基づく、実効性あるスクリーニングや簡易除染の実施要領を、早期に明示すること。

【広域の放射性物質拡散に備えた体制整備等】

- プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）について、その具体的な範囲や防護措置の内容を示すとともに、必要な財政措置を講じること。
- 拡散シミュレーションについては、地形や被ばく線量等を考慮した円滑な住民避難を確保する防災ツールとして有効に活用できる手法を開発し、これに基づく予測結果を提供すること。
- 島根原子力発電所に係るSPEEDI等の信頼性向上を図り具体的な活用方法を明示するとともに、UPZ内においても、事態の規模、時間的な推移等に応じて、予防的防護措置を講ずるための指標を明示すること。

- 住民の安全確保の責任は地元自治体にあるにもかかわらず、また福島第一原発事故においてプラント状況の情報がわからず、自治体の避難の判断が混乱したことを考えると、自治体にもプラント情報（例えばERSS:緊急時対策支援システム）が確認できる仕組みをつくること。

- UPZ外のモニタリング（航空機モニタリング、海上モニタリング含む。）の実施方針を明示するとともに、災害時の具体的な連絡調整の方法や実施体制を明示すること。

- 県域を越える広域避難が必要になった場合に備え、輸送手段や避難先の確保等に係る調整の具体的な仕組みを構築すること。

【原子力災害時の住民広報】

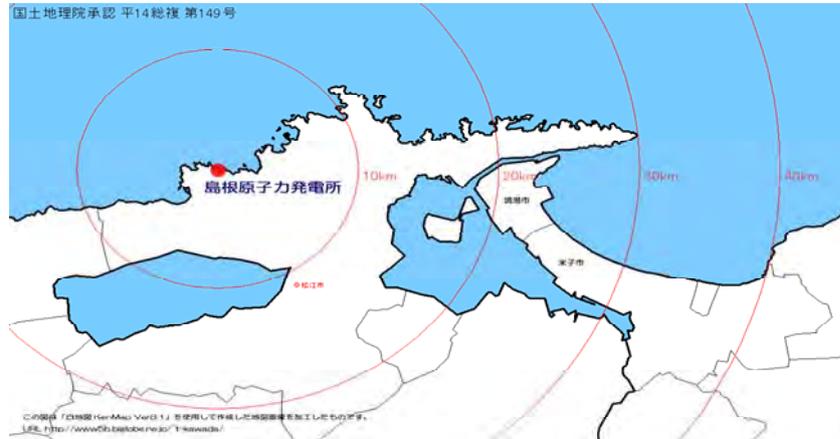
- 住民への伝達手段として防災行政無線の個別受信機や防災ラジオ等の設置に向け、国交付金の柔軟な運用を図ること。また、原子力発電所のプラント情報、事態の緊急性、周辺への影響に関する見通し、住民への指示事項等についてわかりやすく説明するための住民向け広報マニュアルを明示すること。

【専門性の高い防災関係職員の教育研修体制の確立】

- 原子力発電所に係る安全対策及び原子力防災対策に従事する地方公共団体職員の教育研修体制を確立し、受講の機会を提供すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。
UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の必要額

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の必要額は概算で約19億円!

・緊急に原子力防災体制の整備が必要。【H25～H27年度の3か年整備】

（単位：百万円）

国の支援策	事業内容	H25年度 事業費	H26年度 所要額	H27年度 所要額	計
原子力発電 施設等緊急 時安全対策 交付金	防護資機材(可搬型モニタ リングポスト11台)整備、 普及啓発、防災訓練等	211	54	113	378
	危機管理体制整備等 (TV会議システム等)	33	95	※維持管理費は別途	
	被ばく医療整備等(スクリー ニング、ホールボディカウ ンタ2台等)	500	155	—	663
	緊急被ばく医療研修等、安 定ヨウ素剤備蓄等(UPZ7万 人・調剤機材)	35	13	—	48
	小計	787	317	113	1,217
	放射線監視 等交付金	モニタリングポスト・システ ム・測定機器整備、環境試 料分析等整備	233	—	—
	原子力環境センター(仮称) 整備等	18	193	238	449
	小計	251	193	238	682
合計	3か年で19億円必要⇒	1,038	510	351	1,899

残り約9億円 必要！

24 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

【高経年化した島根原子力発電所1号機の安全対策について】

- 島根原子力発電所1号機について、高経年化を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。

<参考> 島根原子力発電所の現状

島根原子力発電所の現状

区分	1号機	2号機	3号機	
営業運転開始	昭和49年3月 (定期検査中)	平成元年2月 (定期検査中)	平成24年3月(当初予定) (建設中)	
電気出力	46万KW	82万KW	137.3万KW	
原子炉形式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良沸騰水型 (ABWR)	
燃料集合体数	400体	560体	872体	
制御棒本数	97本	137本	205本	
主な対応状況	防波壁	完了済(15m)		
	フィルタ付ベント	検討中	平成26年度上期完了予定	
	難燃性ケーブル	検討中	対応済	対応済
	免震重要棟	平成26年度上期完了予定		
	第2制御室	検討中		

25 津波対策に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 津波対策推進事業費補助金は、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等が対象とされて太平洋側の地域だけに財政支援が行われるが、国の日本海側波源モデルの設定に先立って本県が行った津波浸水想定では、本県でも、最大7メートル以上の津波が発生することから、平成24年度からその対策に取り組んでいる。
県や市町村における津波対策を強力に推進するため、本県を含む日本海側地域も財政支援の対象とすること。

<参考>

- ◆本県の津波浸水想定（平成23年度の見直し後、最大津波高7.59メートル（大山町））

想定地震ごとの最大津波高と到達時間											
佐渡島北方沖地震				鳥取沖東部沖断層地震				鳥取沖西部沖断層地震			
市町村名	第1波	最大波	最大津波高	第1波	最大波	最大津波高	第1波	最大波	最大津波高		
	到達時間	到達時間			到達時間			到達時間		到達時間	
	(分)	(分)	(m)	(分)	(分)	(m)	(分)	(分)	(m)		
鳥取市	81	174	5.78	5	14	6.27	19	56	1.24		
米子市	111	205	4.72	40	210	1.19	12	20	1.36		
境港市	112	194	3.23	45	123	1.79	32	37	1.29		
岩美町	77	150	3.37	4	11	5.22	42	55	1.08		
湯梨浜町	87	174	5.62	8	14	4.57	13	38	0.64		
北栄町	91	201	4.04	12	50	1.54	7	13	2.62		
琴浦町	95	167	5.53	19	54	1.77	5	13	3.17		
大山町	96	166	7.59	24	85	1.27	4	10	3.83		
日吉津村	113	204	3.99	42	133	0.99	13	22	1.14		

- ◆津波対策に関する主な取組み

<市町村>

- 津波ハザードマップの作成・・・全沿岸市町村が作成し、住民に配布済み
→住民の安全な避難のために、ハザードと避難路を組み合わせた防災マップの作成が必要
- 海拔表示板の設置・・・全沿岸市町村で設置。合計約1,170箇所（市町村設置分）
- 住民を対象とした津波研修会、講演会の開催
- 鳥取大学と連携した津波対策（琴浦町、大山町）・・・講演会、海拔測量、住民へのアンケート、地域でのワークショップによる避難路の検証、航空写真を用いたハザードマップの作成 等
- 津波避難訓練の実施・・・全沿岸市町村で実施
- 津波避難ビルの指定 等

支援

<県>

- 鳥取県津波対策市町村支援交付金による市町村の対策支援（H24～H26、交付率1/2）
- 鳥取県津波避難ビル指定ガイドラインの制定 等

26 航空自衛隊美保基地等の大規模災害支援拠点化について

《提案・要望の内容》

○東日本大震災の教訓として、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時には、一元的に支援物資を被災地に輸送・提供できる体制を確保することが重要な課題であることから、次のような施策によって、航空自衛隊美保基地または近隣地域を大規模災害支援拠点として整備すること。

- ・ 緊急支援物資・資機材を備蓄し、必要な人員を配備すること
- ・ 地方自治体・民間企業を含めた調達・管理・供給体制の構築を図ること など

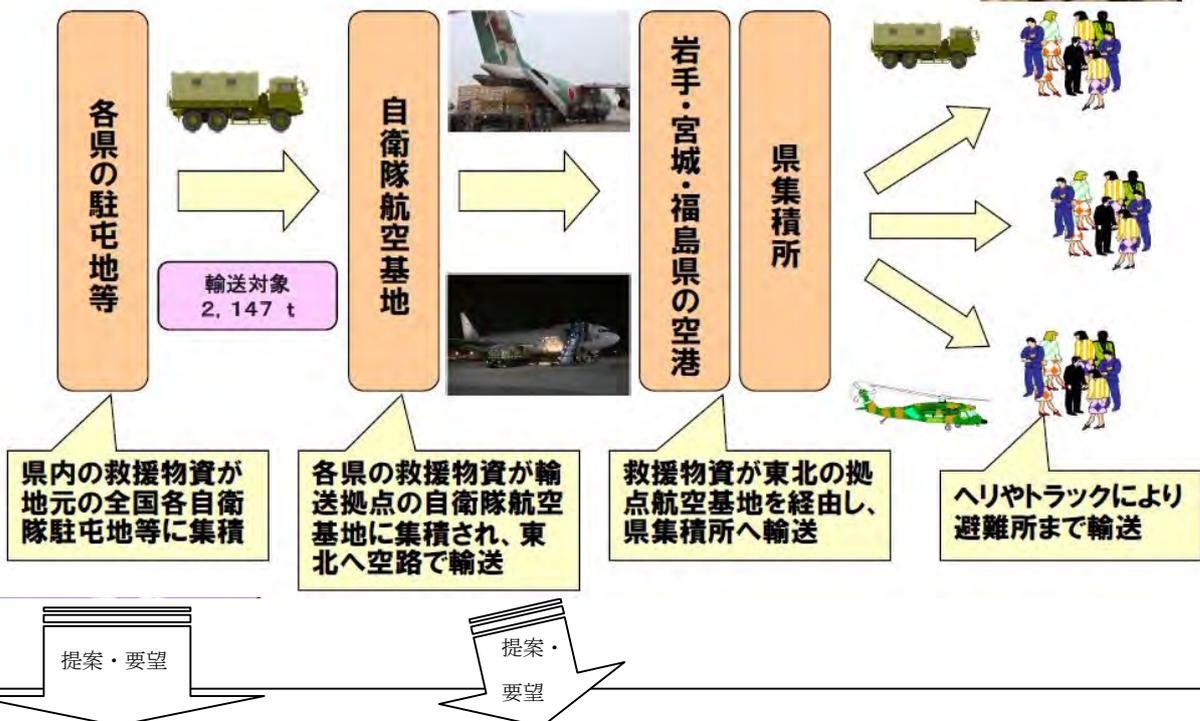
《参考》

東日本大震災に対する防衛省・自衛隊の活動状況

— 救援物資輸送スキームの概要 —

(平成 23 年 9 月 防衛省 災害応急対策に関する検討会 (第 3 回) 資料)

- ・ 民生支援のため、生活物資の輸送の基本的なスキームを構築
- ・ 全国の自衛隊駐屯地などに物資を集積し、自衛隊が避難所まで輸送



緊急支援物資・資機材の備蓄

地方自治体・民間企業を含めた調達・
管理・輸送・供給体制の構築

[提案・要望] 航空自衛隊美保基地または近隣地域を大規模災害拠点として整備

27 消防団に対する財政措置の充実について

《提案・要望の内容》

○消防団員の処遇改善を推進するため、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態に合わせて見直すなど、消防団に係る財政措置の充実を図ること。

※昨年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布され、消防団員の処遇改善が法律に明記されたこと等を踏まえ、総務省消防庁からは消防団員の年間報酬額等が地方交付税単価よりも低い市町村について、年間報酬額等の引き上げを求められているが、本県の試算では、消防団員数の実態に見合った地方交付税措置がされていない状況にある。

※また、現状の財政措置のままでは、市町村は、国が示す「消防力の整備指針」に準じた十分な消防団員の確保を進めることも困難となっている。

<参考>

1 普通交付税の算定上の団員数と実人員数

普通交付税の単位費用（平成25年度）は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準に算定されているが、当該基準による消防団員数は、本県の実態に合っていない。

交付税算定上の団員数 (県試算値)	県内の実人員数 (H25.4.1)	実人員数が試算値の 団員数を上回る市町村
3,314人	5,125人	17市町村／全19市町村

(注) 県試算値は、人口×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出

2 消防力整備指針に基づく消防団員数

本県の消防団員数は、消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づく基準団員数を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

基準団員数	県内の実人員数 (H25.4.1)	充足率
10,051人	5,125人	51.0%

(注) 基準団員数は、平成24年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告数値

3 本県市町村の条例定数の推移

消防団は、住民の安心・安全確保に欠くことのできない存在であり、地域防災力の要であるが、平成に入ってから大幅な定数削減となっており、財政措置の充実がなければ定数増加は厳しい状況。

H3.4.1	H8.4.1	H14.4.1	H22.4.1	H25.4.1
5,962人	5,860人	5,634人	5,439人	5,453人

28 航空自衛隊美保基地における 次期輸送機への機種変更について

《提案・要望の内容》

○自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更にあたっては、自衛隊航空機の飛行に関する安全対策を確実に実施すること。

〔 <本県機種変更了承時の条件（H23.11.2）> 〕

本県が次期輸送機C-2への機種変更を了承する際、地元市（米子市・境港市）の要望も踏まえ、「自衛隊航空機の安全運行に万全を期すこと」など5項目について特段の配慮を求めた。

○不具合の原因や今後の配備計画等については、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないように、本県並びに両市はもとより地元住民に対し説明会を行うなど、適時に十分かつ丁寧に説明すること。

<参考>

1 C-2 配備計画

（7月4日時点）		（これまで示されていた計画）	
平成26年度	一機	平成26年度	1機
27年度	一機	27年度	3機
28年度	3機	28年度	2機
29年度以降	未定	29年度以降	2機
合計	3機	合計	8機

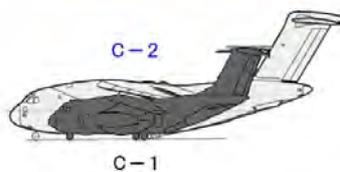
2 不具合の内容と防衛省の今後の対応

平成26年1月7日、地上試験機に対し、設計時に想定した荷重の約1.2倍の圧力を機内に加圧した際、貨物扉、後部胴体等が損壊した。今後、開発期間を2年延長することから、美保基地への配備は平成28年度末に延期。

なお、防衛省からは、強度不足が判明した条件下（高度）での飛行試験は行っていない旨の報告を受けている。

3 C-1との機体諸元比較

C-1との機体諸元比較



	C-2	C-1
全幅	約4.4m	約3.1m
全長	約4.4m	約2.9m
全高	約1.4m	約1.0m
基本離陸重量	約120t	約39t
最大積載量	約30t	約8t
航続距離	約6,500km (12t積載時)	約1,700km (2.6t積載時)

29 インターネット上における人権侵害の防止について

《提案・要望の内容》

○インターネット上での差別的書き込み等に適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。

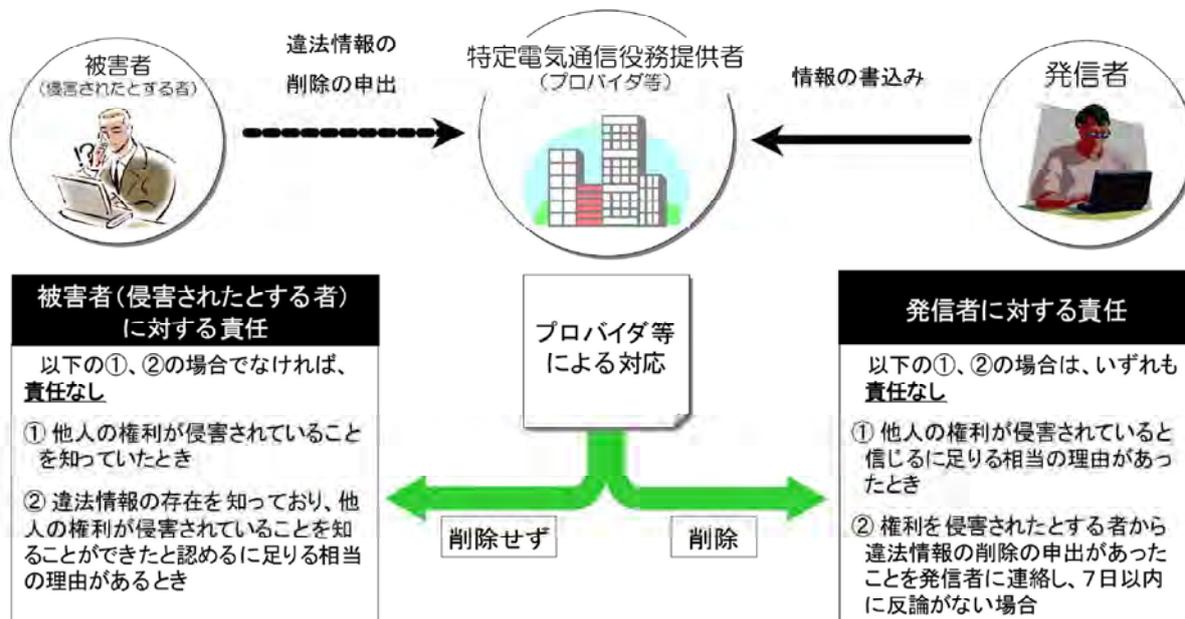
※平成14年に施行されたプロバイダ責任制限法では、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダやサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに止まり、送信情報の常時監視義務もなく、被害者救済には限界がある。

※特に、行政文書や条例情報等を引用したインターネット上の人権侵害の事案が横行しており、現行のプロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置が求められる。

<参考>

○総務省資料「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の図解」より抜粋

プロバイダ等の責任の明確化の概要



○鳥取県内での人権侵害事案

インターネットのGoogleマップに、「鳥取県内の同和地区施設（被差別部落）」の表題で、県内市町の設置管理条例等を引用し、同和地区に関係する施設の所在地を同和地区として鳥取県内の地図に貼り付けている。

鳥取地方法務局、県・関係市町、解放同盟県連等が、プロバイダに削除要請を行ったが削除されていない。

30 人権救済制度の確立について

《提案・要望の内容》

○人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応した実効性のある救済制度を、早急に確立すること。

※当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成8年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取り組んでいる。

※特に平成21年4月からは、全国で初めて人権相談を県の取組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携による「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（下記参照）を構築して、人権相談の解決に総合的に取り組んでいるところ。

※しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者等の人権侵害の事案が多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなどの課題も生じている。

<参考>

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況
（平成21年度から平成25年度まで）

1 相談窓口

- ① 当県の東部、中部及び西部地域の相談窓口相談員が常駐（各2名）
- ② 法律、臨床心理等の専門家を相談員（38名）として委嘱し、必要に応じて専門相談を実施

2 相談件数

① 受付機関別

	H21	H22	H23	H24	H25
東 部(本庁)	120	106	105	180	183
中 部	36	33	36	72	107
西 部	108	157	223	226	226
計	264	296	364	478	516

② 相談形態別

	H21	H22	H23	H24	H25
面 接	111	122	185	159	168
電 話	145	164	161	282	302
封書等	8	10	18	37	46
計	264	296	364	478	516

3 分野別相談内容（※相談内容により複数の分野に計上）

	同 和 問 題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その他	計
H21	6	6	54	13	25	30	47	39	11	69	300
H22	10	3	101	9	15	14	83	27	32	50	344
H23	6	14	129	19	36	47	69	40	30	63	453
H24	10	5	159	74	50	28	108	50	98	54	636
H25	7	6	187	111	29	22	135	35	90	67	689

31 生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

○自立に向けたきめ細かい支援や生活保護制度の適正実施が図られるよう、福祉事務所の人員配置基準の見直しを行うとともに、持続可能で、実効性のある運営ができるよう、国において確実な財政措置を講じること。

○生活保護基準の検証にあたっては、今後も地方の実態を十分考慮し、級地区分の見直しや夏季加算の創設等について検討を行うこと。

○セーフティネット支援対策等事業費補助金について、昨年度と同様全額国庫補助の対象とすること。

※今年度から補助率の引き下げや補助対象経費の縮小等の交付方針が示されたが、当該補助金は福祉事務所に生活保護制度の適正実施や要援護者の自立促進等に向けた取り組みをより一層促進していくために重要な財政基盤である。

○生活困窮者自立支援法の施行にあたっては、対象者が多く見込まれない小規模な福祉事務所設置自治体においても持続可能で実効ある運営ができるよう、対応実績に関わらず、体制整備・維持に必要な国庫負担金が確実に受けられるような仕組みを講ずること。また、住宅確保給付金や学習支援事業等について、法施行後も引き続き地方自治体の財政負担が生じないようにすること。

※鳥取県では町村部においても福祉事務所設置が進んでおり、住民に身近な市町村で要援護者の支援を実施しているが、財政規模の小さい市町村における生活保護の適正実施や生活困窮者のための新たな相談体制の整備には、国の確実な財政措置が必要。

＜参考＞

1 鳥取県における市町村福祉事務所の設置状況

市・町村の別	市町村数	設置状況	被保護世帯数 (H26. 3月)
市	4	4	
町村	15	13	0～30世帯：3か所 31～50世帯：4か所 51～80世帯：3か所 81～120世帯：3か所

2 生活困窮者自立支援法の施行（27年4月）に向けた鳥取県の取組状況

平成25年11月から鳥取県社会福祉協議会に委託し、鳥取県東部地区を対象地域として、生活困窮者に対する相談支援事業等についてモデル事業を実施。平成27年4月からの福祉事務所設置市町村における円滑な実施を支援しているが、町村部においては生活困窮者からの相談件数が少ない状況。

＜モデル事業による支援状況（H25. 11. 25～H26. 3. 31）＞

新規相談者数 (実人員)	市町村別					
	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	その他
69人	53人	2人	なし	なし	5人	9人

※上記の1市4町は全て福祉事務所設置自治体

32 障害者総合支援法の施行について

《提案・要望の内容》

- 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、法施行後3年を目処に検討を行うこととされた事項については、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的な制度設計を行い、具体的な工程表を示すこと。その際、地方公共団体が安定的に事業実施ができるよう必要な財源措置を講ずること。

※新しい制度構築にあたっては、急激な変更により現場での混乱を招かないよう配慮しつつ、当事者・地方自治体等の意見を十分に反映した上で、県民が理解しやすい安定した制度とすることが必要。

<参考>

法施行後3年（平成28年4月）を目処とした見直し

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

33 地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について

《提案・要望の内容》

○医療的ケアが必要な重度の障がい児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい者などが必要なサービスを受けられるよう適正な報酬を設定すること。

〔 ※医療的ケアが必要な重度の障がい児者、重症心身障がい児者、強度行動障がい者は、特に手厚い支援を必要とするが、適正な報酬が設定されていない（加算額が不十分）ため、生活介護、短期入所、グループホームなどのサービスが不足している。 〕

○障がい者の地域移行、必要なサービスの提供、社会参加を進めるための施設整備について、必要な財源措置を講ずること。

〔 ※本県では地域での受け皿となるグループホームが不足している状況にあり、地域移行を進めるためには積極的に施設を整備する必要がある。
※その他、生活介護、短期入所等の施設整備や老朽化した施設の修繕・改修等も必要。 〕

○報酬改定等に伴う障害者自立支援給付支払システムの改修に要する経費を国において全額負担すること。

〔 ※制度改正等に伴うシステム改修は国の責任において行われるべきもの。
※平成24年度まで障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として国10/10の補助率で実施されていたものであり、国による支援が必要。 〕

○市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。

〔 ※平成24年度市町村地域生活支援事業における国庫補助金平均内示率（鳥取県）は83.9%であり、必要な財源が確保されない中で、市町村は新たな事業の実施を躊躇している。 〕

＜参考：本県の取組＞

重度の障がい児者が必要なサービスを受けられるよう、報酬（加算）が十分でない部分を単県で助成

事業	内容
重症心身障がい児者等日中支援事業	生活介護、放課後等デイ事業所で重症心身障がい児者等の支援を行う場合に1:1相当の支援員が配置できるよう報酬との差額分を単県で助成 (H26当初予算:25,193千円)
重症心身障がい児者等短期入所利用支援事業	短期入所事業所で重症心身障がい児者等の支援を行う場合に1:1相当の支援員が配置できるよう報酬との差額分を単県で助成 (H26当初予算:4,921千円)
重症心身障がい児者等グループホーム夜間生活支援員配置事業	グループホームで重症心身障がい児者等の支援を行う生活支援員を配置する場合に1:1相当の支援員が配置できるよう報酬との差額分を単県で助成(1施設2名まで) (H26当初予算:7,092千円)
重症心身障がい児者等利用施設基盤整備事業	重症心身障がい児者等を受け入れる生活介護、グループホーム、短期入所、放課後等デイ事業所の施設整備について単県で助成 (H26当初予算:7,996千円)
強度行動障がい者新規支援補助事業	障害者支援施設、グループホームで新たに強度行動障がい者の支援を行う場合に1:1相当の支援員が配置できるよう報酬との差額分を単県で助成 (H26当初予算:7,722千円)
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	圏域ごとに医療型ショートステイとして年間を通して各1床を単県で常時確保 (H26当初予算:67,898千円)
重度障がい者地域リハビリテーション促進モデル事業	重度障がい者が利用している生活介護事業所に単県で理学療法士、作業療法士等を派遣 (H26当初予算:3,906千円)
重症心身障がい児者等受入事業所看護師配置事業	放課後等デイ、生活介護事業所で指定基準以上に看護師を配置する場合に単県で助成 (H26当初予算:6,645千円)

34 障害福祉サービス等利用計画の作成促進に係る施策について

《提案・要望の内容》

- 円滑に障害福祉サービス等利用計画が作成されるよう、事業所が計画作成に参加しやすくなる施策（計画作成報酬の増額、事業所人件費の補助等）を実施すること。

※障害者自立支援法の一部改正により、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画が必要となったが、計画作成の採算性が悪いため、計画を作成できる事業所が不足しており、計画作成の進捗が全国的に極めて悪い状況である。

<参考>

○全国的に計画作成の進捗率が低く、指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の不足が問題となっている。

○現在のサービス利用者に対する計画作成の期限は平成27年3月末であるが、これ以降についても計画の作成（新規サービス利用、既存の計画の変更等）が必要であることから、事業所不足の解消は急務である。

○鳥取県西部において、採算が取れないとの理由から、計画作成事業から撤退する事業所が出てきている。

○米子市の状況（平成26年3月末現在）

サービス利用対象者 1,406件中、509件作成済み、進捗率36.2%

35 子どもの医療費軽減制度の創設について

《提案・要望の内容》

○小児医療費について、財政状況により自治体間に格差が生じることのないよう、全国一律の制度を国の制度として早急に創設すること。

※各自治体は、独自財源により小児医療費の助成を行っているが、財政状況により自治体間の格差が大きい。

※どの自治体に居住していても、同一の助成水準であるべきと考えるため、全国一律の制度の創設を要望する。

<参考>

鳥取県における小児医療費軽減制度

【対象】

中学校卒業まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

【一部負担金（1医療機関ごと）】

通院：530円／日（負担上限：月4回まで）

院外薬局は無料

入院：1,200円／日

低所得者世帯で「限度額適用・標準負担額軽減認定証」の交付を受けた人の入院負担上限は、月15日まで。

36 不妊治療費の保険診療適用について

《提案・要望の内容》

- 不妊に悩む夫婦が安心して治療を受けることができるように、特定不妊治療を始めとする不妊治療の保険診療適用を拡大すること。

※不妊に悩む夫婦は 10 組に 1 組といわれており、実際に不妊治療を受ける夫婦も年々増加している。

※平成 26 年 4 月 1 日から助成事業の拡大はされたが、医療保険が適用されない不妊治療費においては多額な費用がかかるため、経済的負担が大きくなっている。

※子どもを望む夫婦が安心して不妊治療を受けることができるよう特定不妊治療、人工授精に係る費用の保険診療適用の拡大を要望する。

37 児童自立支援施設、自立援助ホーム及び児童相談所の体制の強化について

《提案・要望の内容》

○児童自立支援施設において、中卒後の年長児等対応が難しい児童への支援を十分に行うことができるよう、職員配置基準を3：1となるよう早急に見直すこと。

○児童自立支援施設における就労支援の充実を図るため、施設の設備及び運営に関する基準において、就労場所の開拓や実習先との調整等を行う専任職員の配置を明確に位置づけること。

※非行やぐ犯行為を繰り返す中卒児童の支援については、本来、児童自立支援施設で実施すべきであるが、体制が整っておらず、全国的にも中卒児童の受入は少ないのが現状である。このような中卒児童には、高校進学ではなく、就職を希望する児童もいることから就労支援体制の整備が必要である。

○自立援助ホームにおけるきめ細かな生活・就労支援を行うため、実態に即した人員体制の拡充を図ること。

※自立援助ホームは、本来、就労し自立する意思のある児童が利用する施設であるが、家庭での養育が困難で、中学校卒業後進学や就職することなく、非行やぐ犯行為等を繰り返す児童や、なかなか就労に結びつかなかつたり、就労が長続きしない児童が多数利用決定されている。

※これらの児童にもきめ細かな就労・生活支援を行う必要があるが、現在の職員配置基準では十分な指導に至らず、結果として未就労のままであったり、不適切な交友関係を持ち続け、犯罪に係わる児童も発生している。

○児童虐待件数の増加に対応するため、より一層の児童相談所職員（児童福祉司）の増員配置及び財源措置を行うこと。

※地方交付税算定における児童福祉司数は増員が図られているが、児童虐待件数の増加に追いついていないのが現状である。

<参考>

1 鳥取県の状況

(1) 児童自立支援施設における中卒児童支援の現状及び課題

中卒児童に対する学習支援については、塾講師による高校進学に向けた授業の実施により、一定の成果が得られているが、就労支援については、施設内での職業指導が基本であり、職場実習などの施設外での対応ができておらず、支援体制の充実が必要。

(2) 自立援助ホーム（3施設）に対する支援

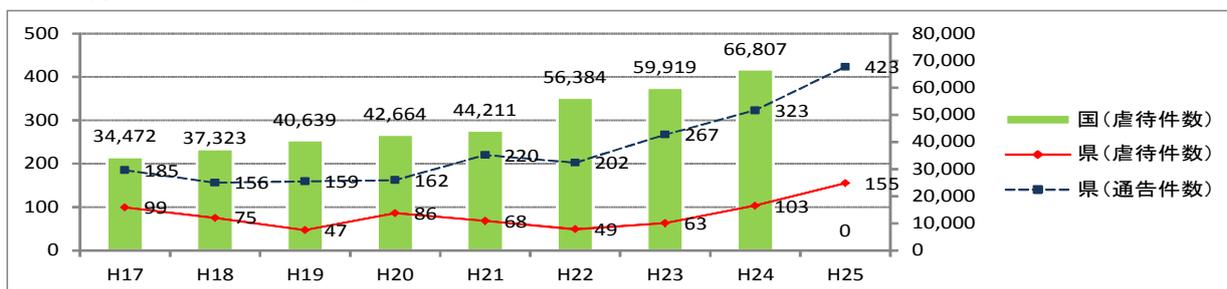
平成26年度から「自立援助ホーム体制機能強化事業補助金」を創設し、国の職員配置基準を超えて職員を配置した場合、その経費を助成している。

2 児童自立支援施設の職員配置基準（国基準）

S 5 5～H 2 3	H 2 4～現在	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準（H40年代）
5：1	4.5：1	3：1

※本県では3：1を実施中

3 虐待件数と通告件数の推移



38 DV被害者支援の充実とDV加害者更生プログラムの作成について

《提案・要望の内容》

○DV被害者支援について、国が十分な財政措置も含めて対策を講じるとともに、DVの未然防止及び再発防止のため、国においてDV加害者更生に向けたプログラムを作成し、実施に係る財政措置を創設すること。

- ※DV被害者支援に当たっては、国の財政措置のみでは不十分な部分について、県の単独事業として独自に支援を行っているところである。
- ※DV加害者対策については、DV防止法において「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているだけで、具体的な対策は示されていない。
- ※諸外国では、裁判所による法的な強制力により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例も見られ、わが国においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

＜参考＞

1 鳥取県のDV被害者支援事業（県単独事業）

DV被害者支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護中のDV被害者の同伴児童の学習支援 ○一時保護中のDV被害者が保護命令の申立てを行う費用の助成 ○一時保護所等の退所後に自立をするために借上げた住宅家賃の助成
民間支援団体支援施策	<ul style="list-style-type: none"> ○シェルター家賃の助成 ○スタッフ養成の研修会開催経費や県外研修の受講経費の助成 ○DV被害者等の同行、代行、相談対応に要した経費の助成

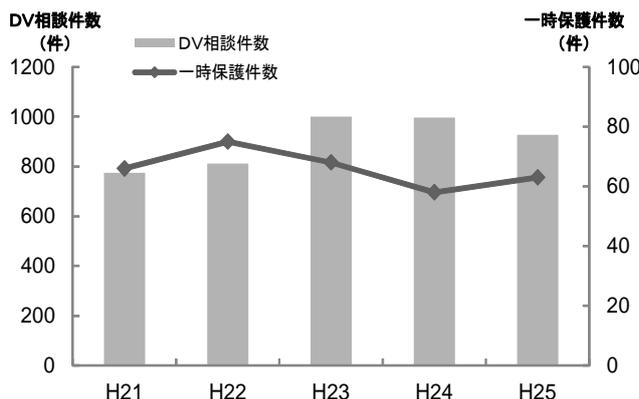
2 諸外国のDV加害者更生施策の例

- 刑罰又は保護処分として、裁判所の命令により加害者更生プログラムの受講が科せられている。（イギリス、韓国、アメリカ）
- 加害者更生プログラムを受講しないなど命令に違反したり、非協力的であったりした場合には、より重い処分に変更することを可能としている。（韓国）

3 鳥取県の取組状況

- DV加害者電話相談員養成研修の実施（年1回外部講師を招いて実施）
- DV加害者電話相談事業（県単独：平成18年10月～）
 - ・実施日時：毎月第3金曜日 午後6時30分～午後8時30分
 - ・相談電話：1回線（専用回線）
 - ・相談体制：研修を終了した相談員による対応
 - ・相談実績（平成26年3月末現在）
 - H23年度 5件 H24年度 8件 H25年度 2件

【鳥取県におけるDV相談件数及び一時保護件数の推移】



	H21	H22	H23	H24	H25
DV相談件数	775	811	1,001	996	928
一時保護件数	66	75	68	58	63

39 がん対策の推進について

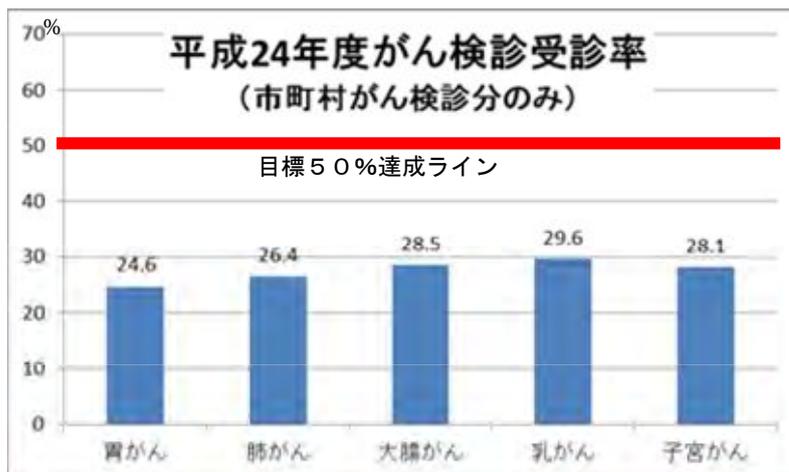
《提案・要望の内容》

- がんの死亡率を下げるためには、県民全てを対象としたがん検診の実施状況等の把握が不可欠であり、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。

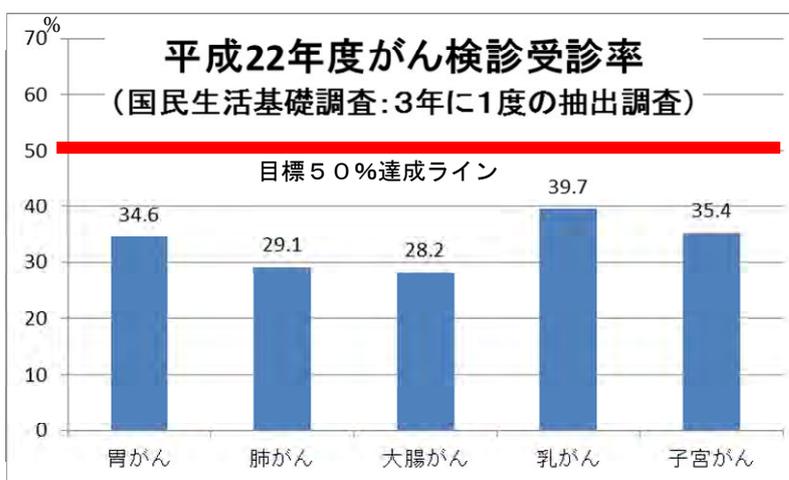
※本県では、がん対策推進計画において、がん検診受診率を50%以上にすることを目標に掲げているところであるが、県全体の受診率を把握するためには事業主や医療保険者など、職域におけるがん検診の実施状況の把握が必要となる。
※しかし、職域におけるがん検診の実績については、自治体に報告する仕組みがなく、県が正確に把握できるのは、市町村が実施したがん検診の実施状況のみとなっている。

<参考>

○ 鳥取県のがん検診受診率



(課題)
職場で実施されたがん検診の実績が含まれていないため、県全体の正確な受診状況は把握できない。



(課題)
3年に一度実施される全国調査。抽出調査であるため、県全体の正確な受診状況は把握できない。

40 難病対策について

《提案・要望の内容》

- 新制度に基づき国が負担する費用について、その所要額を確保し、地方の負担が増大しないようにすること。
- 難病患者の支援を一刻も早く実施するため、指定難病の指定を、公平・公正に行うとともに、可能なかぎり速やかに行うこと。
- 日光暴露等により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症患者の療養生活を支援するため、一刻も早く指定難病とし、医療費助成の対象とするとともに、治療方法の確立に向けたさらなる研究を推進させること。

<参考>

【ポルフィリン症について】

- 遺伝子異常に何らかの誘因（ストレス、薬物、妊娠、日光暴露）が加わり、代謝酵素の一部が欠損して起きる疾患で、「急性ポルフィリン症」と「皮膚ポルフィリン症」に大別される。
- 皮膚ポルフィリン症は、太陽の光を浴びることで症状が悪化する病気であり、患者の経済的・精神的な負担は計り知れないものとなっている。
- 平成24年度～25年度まで難治性疾患克服研究事業（指定研究）に位置づけられたが、難病疾患（130疾患）には指定されていない。
- 医療費に対する公費助成制度（特定疾患治療研究事業）も対象外となっている。
- 症例数 1920年～2008年の89年間に、898症例の報告
- 上記の指定研究では、根本的治療はなく、誘発的因子（ストレス、薬物、妊娠、日光暴露）の回避及び対処療法が基本。
 - 急性ポルフィリン症の治療薬として「ヒトヘミン」が認可されたが、高価（1箱約40万円）である上、これは皮膚ポルフィリン症には効果が少ないとされている。

41 脳脊髄液減少症治療の医療保険への早期適用等について

《提案・要望の内容》

- 脳脊髄液減少症治療に有効なブラッドパッチ治療を早期に医療保険の対象とすること。あわせて、脳脊髄液減少症に関する正しい情報を関係機関に周知すること。

- ・脳脊髄液減少症は、交通事故などが原因で発症するケースが多いといわれているが、交通事故を扱う警察や損害保険会社等、関係機関の理解が十分でないことにより、患者が保険金を受け取れないなど、不利な扱いを受けることがないよう、国が関係機関に対し適切な指導を行う必要がある。
- ・患者本人の血液を注射し、血液凝固で髄液の漏れた場所をふさぐ「ブラッドパッチ療法」が有効とされるが、治療費約30万円（検査治療・入院費込み）、軽快率は1回の治療で約30%、複数回のパッチで60%～70%と言われており、患者の負担が大きい。

<参考>

○県内の「脳脊髄液減少症」診断・治療可能な医療機関等（平成26年2月末現在）

医療機関名	診断体制		硬膜外自家血注入(ブラッドパッチ)療法による治療		
			硬膜外自家血注入(ブラッドパッチ)療法による治療体制		治療実績(最近1年間)
	体制の有無	診療科名	体制の有無	症例の有無	症例数
鳥取生協病院	有	脳神経外科	有	—	0
県立中央病院	有 (紹介のみ) (検査のみ)	脳神経外科	—	—	0
県立厚生病院	有	脳神経外科	—	—	0
鳥取大学医学部附属病院	有	神経内科 いたみ緩和ケア科	有	—	0
合計	有 = 4病院		有 = 2病院		

42 特定健康診査及び後期高齢者健康診査における必須の健診項目の追加について

《提案・要望の内容》

○特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び貧血検査について、生活習慣病予防の観点から必須の健診項目とすること。

※特定健康診査及び後期高齢者健康診査における心電図及び貧血検査は、一定の基準に該当し、更に医師が必要と判断した場合に限って受けることができるため、健診初年度には受けることができない。

※メタボリックシンドローム以外からの心疾患の発生及び死亡は高く、心電図検査はその心疾患の早期発見・早期治療に有効である。また、貧血検査は消化管出血（がん・潰瘍等）や栄養状態等全身状態を把握する簡易な検査として有効である。生活習慣病の二次予防及び介護予防の観点から心電図及び貧血検査を必須の健診項目にする必要がある。

※特に心電図検査については、前年結果がない新規受診者は検査ができず公平性が問われる。

<参考>

○特定健診受診率の目標（第二期計画）

全国目標	市町村国保	全国健康保険協会	共済組合
70%	60%	65%	90%

○平成24年度鳥取県内の特定健診受診率

鳥取県	鳥取市	倉吉市	米子市	境港市
28.4%	26.1%	18.0%	29.6%	19.7%

特定健診実施結果集計（鳥取県集計）より

43 地方の裁量による医療機関の増床許可について

《提案・要望の内容》

○医療計画の基準病床数を超える病床の設置については、医療法上の特例病床で対応することとなっているが、都道府県の喫緊の課題に対応できるよう、医療機関が新增設することが必要な病床については、地域の実情に応じて都道府県の裁量により決定できるようにすること。

※全国知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特例病床の協議に同意する際の留意事項を示したことのみにとどまった（平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知）。

※一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特例病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特例病床の適用が難しい状況。

※地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要。

○特定の病床等の特例の事務の取り扱いについて（平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知）

特例病床算定の留意事項（補足）2. ④

NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。

NICU：総出生数（都道府県内）／10,000人×30床

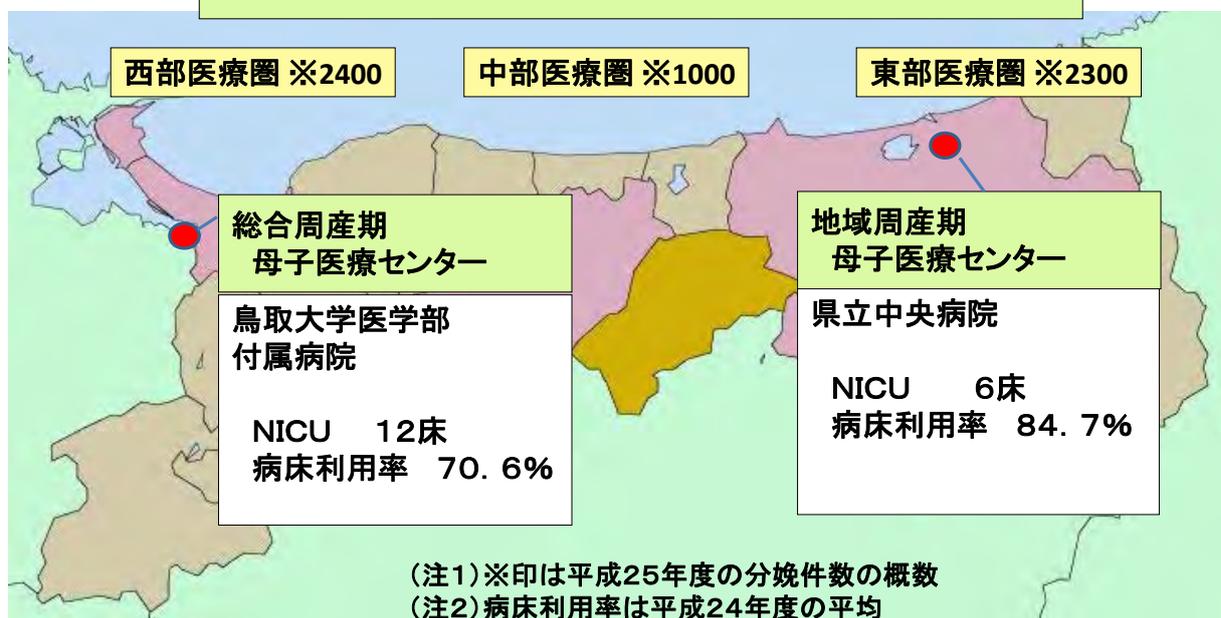
↓

（鳥取県の状況）

総出生数4,771人（H24）／10,000人×30床＝14.3床

県内の既存NICU病床数 18床 > 14.3床

鳥取県の周産期医療の現状



44 医療人材の確保対策の推進について

《提案・要望の内容》

○地域での深刻な医療人材不足の状況を踏まえ、医師総数の確保、地域間・診療科間の偏在是正等の医師の安定的確保に向けた取組を充実させるとともに、看護師の処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させ、離職防止の促進を図ること。

- 1 医師数の地域偏在を解消するための施策を充実させること。
- 2 産科、小児科、救急科、精神科、腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置を充実させること。
- 3 診療報酬の見直し等により、各医療機関が看護師の夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善を行えるようにすること。
- 4 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための診療報酬の見直し及び看護師の処遇改善を行うこと。

※全国的には医師数は増えており、初期臨床研修制度が医師不足を招いたものではないとの意見もあるが、本県では制度導入の平成16年度以降横ばい状態で若手医師が県外に流出。

※透析患者が平成18年度と比較して1.3倍に増えており、それに対応できるよう医師の養成が必要。

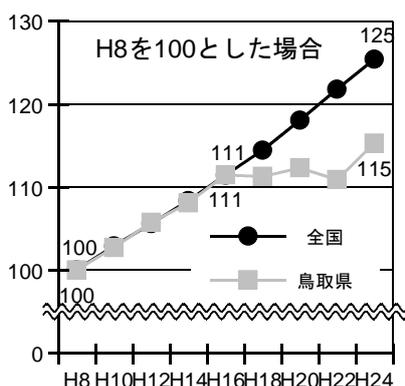
※急速に高齢化が進展し医療技術が進歩する中、看護師の需要はますます増大。本県の「第7次看護職員需給見通し」では国と同様、看護師不足が深刻（平成27年推計値：需要数8,832人－供給数8,594人＝238人（不足））。毎年150人増加しているが、需要に供給が追いつかず、養成校2校の新設への支援を決定したが、依然不足が続く見込み。

※長時間勤務や夜勤の負担が大きいことは、医療安全にも影響する上、看護師の離職の原因にもなっている。

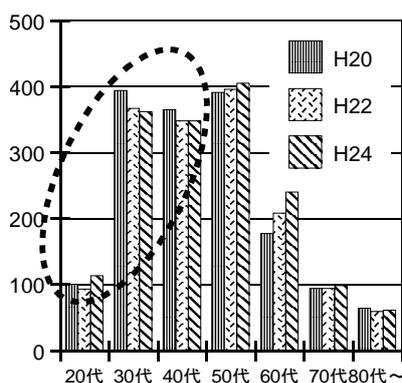
※中小病院を始め、訪問看護等居宅サービス事業分野の看護師確保は非常に困難な状況。

<参考>

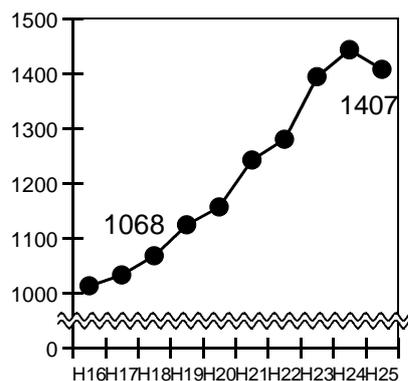
1 医師数の推移



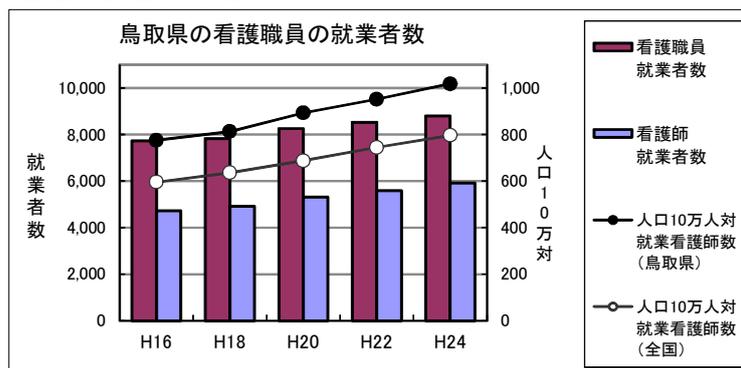
2 年代別医師数



3 県内の透析患者数の推移



4 看護職員数の推移



5 看護職員の離職理由

妊娠・出産	30.0%
結婚	28.4%
勤務時間が長い、超過勤務	21.9%
子育て	21.7%
夜勤の負担が大きい	17.8%

(2007.3 日本看護協会調べ)

45 医業類似行為の明確化について

《提案・要望の内容》

○医業類似行為の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が、業として行う医業類似行為によって生ずる健康被害から、国民の安全を守るため、民間療法に関する広告規制などの必要な対応を行うこと。

※近年、あん摩、マッサージ等と同じように人の皮膚に触れ、もみ、さするなどの行為を行う、リフレクソロジーやカイロプラクティックなどいわゆる民間療法が増加。
※民間療法については、医業類似行為を行っているにもかかわらず、免許制度や施術所の届出に関する規定がなく、広告についても特別の規制はない。

<参考>

○鳥取県内の施術所の状況（平成25年度末）

【施術所就業者数】 449人

【施術所就業者の資格状況】

区 分	総数
あん摩マッサージ指圧師	337
はり師	290
きゅう師	262
柔道整復師	52

【施術所数】

区 分	施術所数
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	96
はり及びきゅうを行う施術所	66
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所	146
上記の3分類以外のあはきの施術所	18
柔道整復を行う施術所	50

○手技による医業類似行為を受け、健康被害が生じたとされている事案で施術所の開設届が出されていないと思われる事案の件数（H19.4～H25.7）

全国：330件（うち、鳥取県は4件）

※上記件数は、厚生労働省医政局医事課が独立行政法人国民生活センターから情報提供を受けて集計したもの。

46 岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について

《提案・要望の内容》

○岡山大学病院三朝医療センターについて、岡山大学が同センターの存続を決定した際の基本方針を踏まえ、同センターの診療機能の維持・存続及び「同センターの医療機能と同大学の地球物質科学研究センターの物質科学の研究が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想」が確実に実現されるよう、同大学を財政面で支援すること。

※岡山大学病院三朝医療センターの存続について、岡山大学が検討された結果、平成23年12月19日に岡山大学の役員会が開催され、次の3点を基本方針とする岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言を原案どおり受け入れることが正式に承認された。

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備して平成24年4月1日を目途に入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

＜参考＞

1 岡山大学病院三朝医療センターの概要

診療科名 内科

職員の体制（実人員数。括弧内は常勤の人数。）

職 種	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～	平成25年4月1日～
医師	6名（4名）	4名（3名）	* 3名（2名）
看護職	25名（21名）	9名（8名）	9名（8名）
看護助手	3名（3名）	0名（0名）	0名（0名）
その他医療職	11名（11名）	6名（6名）	6名（5名）
事務員	14名（7名）	10名（4名）	10名（4名）
その他技術職	6名（3名）	1名（1名）	1名（1名）
計	64名（49名）	30名（22名）	29名（20名）

*平成24年8月1日から3名（2名）の体制

2 岡山大学地球物質科学研究センターの概要

昭和60年4月に岡山大学温泉研究所を全国共同利用施設として地球内部研究センターに改組転換し、固体地球研究センター（平成7年4月～平成17年3月）を経て、平成17年4月より現在の地球物質科学研究センターとして運営されている。また平成19年4月より、本センターを母体として岡山大学大学院自然科学研究科地球物質科学専攻が設置され、世界を先導できる次世代研究者育成を目的とした大学院教育を、より積極的に行うための環境整備が進んでいる。

3 岡山大学病院三朝医療センターの存続に関する検討の経緯

平成23年6月20日 岡山大学病院の内部検討委員会において、三朝医療センターを早急に縮小・廃止すべきと結論。

7月26日 岡山大学、鳥取県、三朝町、鳥取県中部医師会をメンバーとする第1回将来に関する委員会開催。

12月6日 第2回将来に関する委員会開催。委員会の意見を3点の基本方針として提言をとりまとめた。

12月19日 岡山大学の理事会が開催され、委員会からの提言を原案どおり受け入れることを正式に承認。

平成24年4月1日～ 入院機能を休止し、外来のみで診療継続。

47 特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて

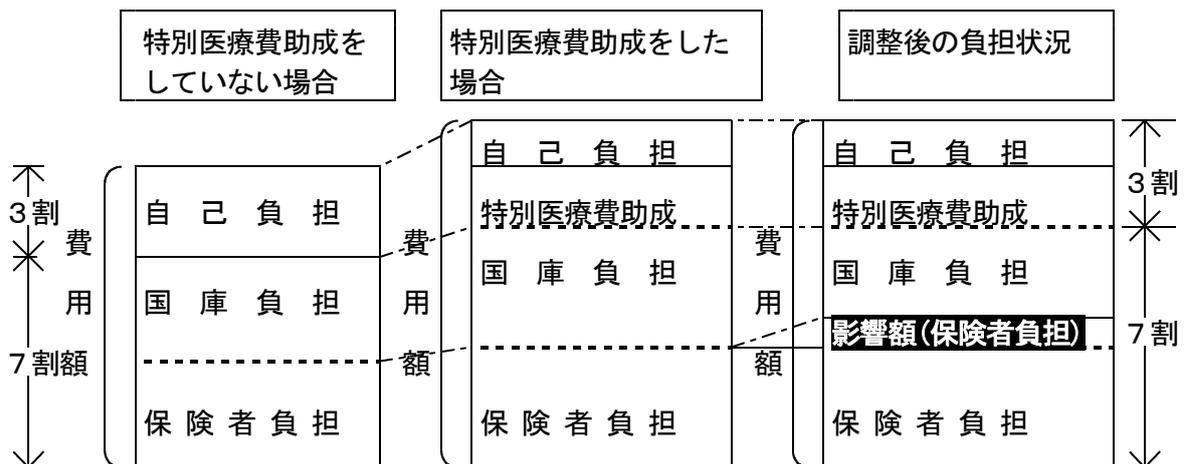
《提案・要望の内容》

○市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。

- ※各市町村では身体障がい者、知的障がい者、ひとり親家庭、乳幼児等に対し、医療に係る負担金の一部を助成し、所得が低い方等が受診しやすい環境の整備を図っている。
- ※これに対して、国では、地方公共団体が独自の制度により療養費に係る一部負担金を軽減している場合、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から、国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金を減額交付している。
- ※しかし、特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が、医療を受けやすくするための制度であり、不必要な受診の機会を増やすものではない。

〈参考〉

特別医療費助成を実施した場合の国庫負担金の算定方式



国庫負担金

$$= \text{費用額} \times \text{保険給付率} \times \text{負担率}$$

(70/100) (32/100)

国庫負担金 = 費用額 × 調整率 × 保険給付率 × 負担率

$$(70/100) \quad (32/100)$$

調整率: 特別医療費の助成による自己負担割合によって決定

- 重度心身障害者等 (自己負担なし) 0.8427~0.8804
- その他 0.8790~0.9931

平成24年度地方単独事業実施による国民健康保険療養給付費等負担金影響額

(単位: 千円)

区分	身体・知的障害者	ひとり親家庭	小児	特定疾患	精神障害者	計
金額	110,672	11,870	23,341	415	25,096	171,394

※療養給付費等負担金にかかる影響額については、県調整交付金において1/4を補填

48 少人数教育推進のための教職員定数の改善について

《提案・要望の内容》

○学力向上やいじめ問題等の諸課題への的確な対応など質の高い教育を実現できるよう、少人数指導のための加配教職員の充実や少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備を行うこと。

<参考>

鳥取県の状況

- 平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級を県独自に実施。
- 児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査等の結果によると、全体的にはおおむね良好だが、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。
⇒ 基本的生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、少人数指導や全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
- このような状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を先行実施するかたちで、市町村と協力して、平成24年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3～6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

49 「総額裁量制」の柔軟な運用について

《提案・要望の内容》

- 総額裁量制について、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

<参考>

【鳥取県の状況】

- 法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- 一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

50 特別支援教育の就学奨励に要する経費の財源措置について

《提案・要望の内容》

○特別支援教育就学奨励費補助金について、必要な経費の2分の1が配分されるよう予算を確保すること。

<参考>

○特別支援学校への就学奨励に関する法律等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助している。

○補助金は「予算の範囲内において、その経費の2分の1の額を補助する」とされているが、国から市町村に交付される補助金は、必要な経費の2分の1相当額の7割程度しか配分されない状況にある。

【近年の補助金配分率】

(市町村分)

	必要な経費の 1/2相当額 (円)	補助金額 (円)	配分率 (%)
平成23年度	7,150,000	5,047,000	70.6
平成24年度	7,876,000	5,438,000	69.0
平成25年度	8,203,000	5,822,000	71.0

(県分)

	必要な経費の 1/2相当額 (円)	補助金額 (円)	配分率 (%)
平成23年度	7,678,790	6,347,295	82.7
平成24年度	8,099,649	8,099,649	100
平成25年度	8,607,000	7,848,000	91.2

51 特別支援教育の充実について

《提案・要望の内容》

- 特別支援学校における、障害者就労支援コーディネーターや、発達障がい教育拠点に配置する通級担当職員について、国による財政措置を行うこと。
- 小・中学校におけるいわゆる通級指導の対応に係る更なる加配措置を行うこと。
- 特別な支援を要する児童生徒が、障がいによる困難さを克服し、学習を効果的に進めるためにICT機器等を整備する場合に、国による財政措置を行うこと。
- 高等学校において、専門性のある支援員配置のための財源措置など、発達障がいのある生徒に対する支援を充実させること。
- 医療的ケアを必要とする小中学校の児童生徒に対応するため看護師等を配置する市町村に対し、国による財政措置を行うこと。

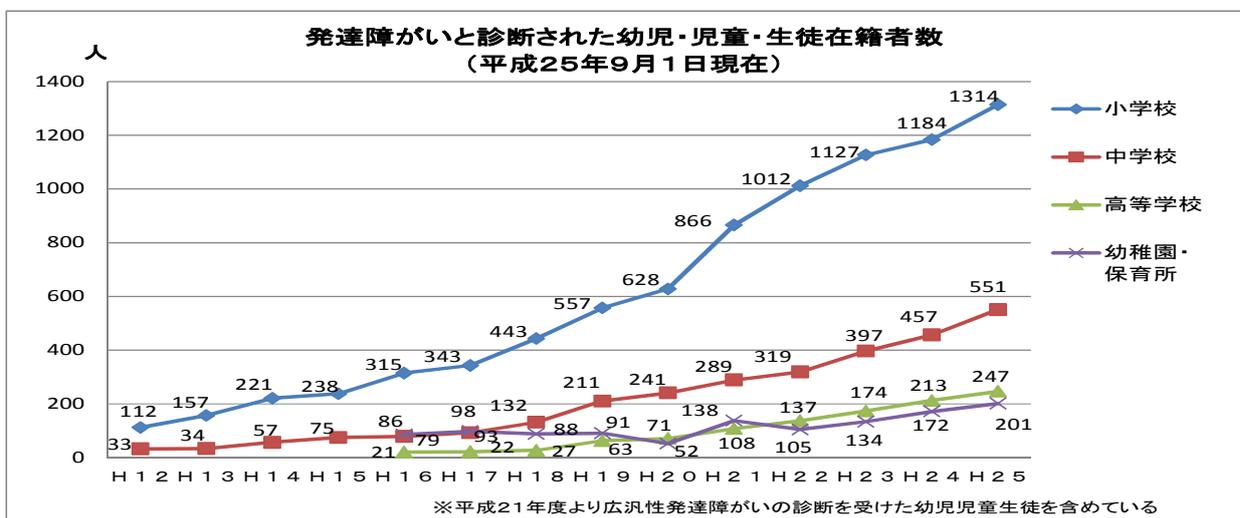
<参考>

【鳥取県の状況】

- 本県では、東・中・西部各圏域に発達障がい教育拠点を設け、障害による適応の困難性が著しい児童生徒への指導、支援を行っている。また、各圏域に通級指導教室を設置し、通級指導教室の単独設置が難しい町村に在籍する児童生徒への指導、支援を行っている。
- 発達障がいと診断された児童・生徒在籍者数の増加により、小・中学校に設置する通級指導教室に対するニーズの高まりを踏まえて、平成26年度の加配を要望したが加配増はなし。
- タブレット端末に取り込んださまざまなソフトを活用することで、障がいのある児童生徒の学習上や生活上の困難が克服され、学習意欲が向上するなどの効果が上がっており、本県でも平成25年度から機器整備を実施している。
- 全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向しており、抜本的な対策が必要である。

発達障がいと診断された当県高校生の数（H16：21人→H25：247人）

- 当県の小中学校には医療的ケアを必要とする児童生徒が6人(小学校4人・中学校2人)在籍している。（平成25年度）



52 奨学金債権回収に要する経費の財源措置

《提案・要望の内容》

○回収額に応じて国庫へ返還することとなる奨学金の返還金において、県が単独で費用負担して専任職員の雇用や債権回収会社等へ業務委託を行った場合など、要した経費について、国も応分の負担を行うこと。

<参考>

○債権回収の県単独の取組

(単位:千円)

取組事業	開始時期	事業費(平成24年度)
専任職員の配置(職員1名、非常勤3名)	平成20年度	15,305
債権回収会社への回収業務委託	平成21年度	500
計		15,805 A

○未納奨学金の状況

(単位:千円)

未納額の区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地対財特法経過措置事業	285,791	268,259	258,227	246,251
高等学校等奨学金事業	23,451	35,611	50,302	62,346
合計	309,242	303,870	308,529	310,597

※債権回収への取組強化により、未納額の急増が抑制されている。

○回収経費の状況

(単位:千円)

奨学金の区分	平成24年度 奨学金回収額	うち国庫 返還額	うち県収入	国庫返還割合
地対財特法経過措置事業	109,729	73,153	36,576	回収額の2/3
高等学校等奨学金事業※	12,945	6,473	6,472	回収額の1/2
合計	122,674	79,626	43,048 B	

※国庫返還に該当するH14～16の貸与分のみを計上

県単独債権回収事業費に充当後の残額 27,243千円 (B-A)

<回収後のイメージ>

国収入	県収入	
国庫返還(回収額の65%)	回収経費 (同13%)	県の純収入 (同22%)

53 小中学校の統廃合に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 小中学校の統廃合を行う市町村に対する、学校施設の有効活用、機能の充実、特色有る学校整備や、スクールバス購入・運行に係る経費への補助制度を拡充すること。
- 統廃合に伴う施設等の新築・増築・改築等の財政支援の充実を図ること。

<拡充すべき内容>

- ・統廃合に伴う学校施設の有効活用、機能の充実、特色有る学校整備に対する補助制度の創設
- ・スクールバス購入費に対する補助率嵩上げ、運行経費に対する補助制度の創設

<参考>

(鳥取県の状況)

児童生徒数の減少、中山間地域の過疎化等に伴い、本県小中学校数においても統廃合が進んでおり、今後も過疎地域を中心とした学校統廃合が想定される。

【過去10年の公立学校統廃合状況】※ () は分校で内数

単位：校

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	174(17)	168(16)	163(15)	161(13)	150(11)	146(7)	146(7)	137(3)	137(3)	134(3)
中学校	61(1)	61(1)	61(1)	61(1)	62(2)	62(2)	62(2)	62(2)	61(2)	61(2)

54 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について

《提案・要望の内容》

○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

※平成22年度に高等学校等就学支援金が創設され私立高等学校等の生徒の授業料負担が軽減されたが、私立中学校・小学校については、いまだ支援措置がなされておらず、保護者の授業料負担が軽減されないままの状態となっている。

※私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、義務教育ではない高等学校の授業料も国費による負担が標準となった今、制度の整合を図るとともに、公私間格差の解消を図るためにも、義務教育期間である私立小・中学校にも就学支援金制度が導入されるべきである。

※さらに、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のままである一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

<参考>

1 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	軽減なし	軽減なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	就学支援金

2 鳥取県の状況

平成22年度より、家庭の状況にかかわらず、全ての中学生が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、国の高等学校等就学支援金相当額を独自に私立中学校へ交付（学校設置者が代理受領）。

平成26年度の国の制度改正に併せ、加算制度を拡充（国の高等学校等就学支援金と同一の金額を支給）。

<平成26年度新入生への鳥取県中学校就学支援金の支給額>

年収（相当）	250万円未満	250～350万円未満	350～590万円未満	590～910万円未満
一人当たり支給額	年297,000円	年237,600円	年178,200円	年118,800円
（うち、上乗せ額）	(178,200円)	(118,800円)	(59,400円)	標準額
変更点	上乗せを増額 2倍→2.5倍	上乗せを増額 1.5倍→2倍	上乗せを新設 標準の1.5倍	所得制限を引上げ 860万円→910万円

55 み とくさん 三徳山の世界遺産登録に向けた支援について

《提案・要望の内容》

○世界遺産暫定リストを拡充し、三徳山の追加登録を行うこと。

○三徳山の世界遺産登録に向けた調査・研究に対し、国として積極的に財政支援を行うこと。

※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造^{かけづくり}の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいるところ。

＜参考＞

○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組

- | | |
|----------|--|
| H13年度 | 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始 |
| H14年度～ | 調査研究、情報発信等の取組を推進 |
| H16年3月 | 三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立 |
| H18年度 | 開山1300年祭の開催、三徳山御幸行列を50年ぶりに復活 |
| H19年度 | 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出 |
| H20年度 | 三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始
H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず
自然環境調査を開始 |
| H21年度 | 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等
による文化資産学習会等の実施 |
| H22年度 | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、
行者道保存修理の検討 |
| H23～25年度 | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、
行者道保存修理事業（23～27年度） |
| H25年度 | 平成26年3月19日に三徳山及び周辺地域が大山隠岐国立公園へ編入 |
- (国宝 投入堂) (名勝 小鹿溪) (重文 木造蔵王権現立像)



56 「関西ワールドマスタースゲームズ 2021」への支援について

《提案・要望の内容》

- 「関西ワールドマスタースゲームズ 2021」を国家的プロジェクトと位置づけ、新たな補助制度の創設も含め、準備段階から円滑な大会運営に至る必要な財政支援を行うこと。
- 本年9月には組織委員会を設立する予定であるが、国や全国的なスポーツ団体、各種競技団体等の協力・支援は不可欠である。ついては、国や関係団体の組織委員会への参画と大会開催への積極的な協力・支援を行うこと。
- ワールドマスタースゲームズは、スポーツ競技大会であるとともに、スポーツツーリズムを通じたインバウンドの拡大にも資するものであることから、「関西ワールドマスタースゲームズ 2021」の開催に向けた積極的な広報活動を展開し、国内外における機運の醸成に努めること。

《参考》

- 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 に向けた全体スケジュール

	全 体	競技運営	広 報	
2013年度	IMGA 査察 開催基本合意書調印			
2014年度	組織委員会設立(9月) 開催地契約締結(12月)	大会開催基本構想(9月)	PR イベント、シンポジウム、キャンペーンの実施	ラグビー WCUP、東京オリンピック・パラリンピックと連携したマスターススポーツムーブメントの推進
2015年度 ～ 2016年度		大会開催基本方針策定 競技種目原案決定 競技会場決定 開催地実行委員会設立 競技別基本方針策定		
2017年度		IMGAに大会開催基本方針提出		
2018年度				
2019年度				
2020年度	プレ大会開催			
2021年度	関西 WMG2021 開催			

57 ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

○まんが・アニメをテーマとしたイベントの実施や国内外へのまんが・アニメを活用した情報発信、関連分野の人材育成のほか、コンテンツ産業の振興など、クールジャパン施策に連動して地域が行うソフトパワーを活用した取組に対し、国レベルでの積極的かつ継続的な支援を行うこと。

※鳥取県は、平成24年に「まんが王国とっとり」を建国し、「国際まんが博」、「国際マンガサミット鳥取大会」の開催を契機に、まんがやアニメを活用して地域を活性化する取組を進めているところ。

(これらに対して地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金
H24：294百万円、H25：43百万円を支援いただいたが、
H26は不採択。)

※まんが・アニメ及びその関連分野は、観光振興をはじめ人材育成や産業振興などの面でも非常に効果的な地域振興策のツールであり、県としては、これらの取組を継続して拡充、発展させていきたいと考えている。このような地域の取組に対しては、国レベルでの支援が不可欠。

<参考>

○平成26年度「まんが王国発ソフトパワー事業」の主な取組（鳥取県）

- ・「青山剛昌キャラクター コナン×キッド×ヤイバ 神話の国の秘宝伝」の開催
「名探偵コナン」週刊少年サンデー連載20周年を記念して、鳥取県出身の青山剛昌先生の作品のキャラクターを使用した「宝探しゲーム」を開催し、国内外に情報発信するとともに、県内周遊を促進する。
- ・高知県との情報発信交流事業
平成25年3月に締結した「有効通商条約」に基づき、高知県「まんが王国・土佐」を連携して、首都圏での「まんが王国会議」の開催、まんが甲子園交流試合の実施等を行う。

○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業の採択状況（文化庁）

年度	予算額（百万円）	応募件数	採択件数
24	3,150	91	89
25	2,872	127	126
26	2,460	194	115

※地域のニーズに予算措置が追いついていない。

※平成26年度、本県関係では、「まんが王国発ソフトパワー事業」は不採択となったが、「とっとりアートスタート推進事業」（1,334千円）、「アーティストリゾートとっとり芸術祭」（18,202千円）は採択された。

58 地域の成長戦略の実行における支援について

《提案・要望の内容》

○官民一体の地方産業競争力協議会において策定した地域戦略を地方が主体的に責任をもって着実に実行するため、財政面も含めた一層の支援を行うこと。

・地域を絞り込んで選別する「地域活性化モデルケース」ではなく、地方産業競争力協議会が主体的に取り組むことができる総合的な支援制度の創設

〔 総合的な支援の実施については、関係各省庁の既定予算の組み合わせではなく、使い道を地方産業競争力協議会が選択できる総合的な枠予算を確保すること。 〕

・大胆な規制緩和や税制の優遇措置、国家戦略特区制度の充実・改善等

<参考>

※地域戦略の具現化に対する支援については、地域戦略に基づく地域活性化の先行モデル的な取組みに対し国がパッケージ支援を行う「地域活性化モデルケース」の公募が行われたが、今のところ公募は今回1回限りであり、今後の募集予定も未定である。その他に、地域戦略を具現化する取組みを総合的に支援する事業は実施されていない。

※「地域活性化モデルケース」における国の支援内容は、政策対応チーム（関係省庁の課長で構成）が計画の具体化の助言等のコンサルティングを実施、各省庁の既定予算での対応等であり、モデルケース独自の別枠予算での実施といった財政上の支援はない。

59 アジアを中心とした地方の中小企業の海外展開支援について

《提案・要望の内容》

○経済成長が著しい東南アジアを中心とした新興国市場へ、意欲のある地方自治体及び地域の中小企業が円滑に参入することができるよう、政府間レベルでのプラットフォーム作りに取り組むこと。

・アジア等の新興国市場獲得のためには、地方自治体及び地域の中小企業がスピーディかつ戦略的に行動する必要がある、政府間レベルで強固で安定した枠組みを構築して、国家レベルの Win-Win 関係に基づく環境整備や仕組みづくりに取り組むことが不可欠。

○海外市場における需要獲得のため地方自治体が具体的なプロジェクトとして実施する、地域の中小企業の海外展開に向けた取組を支援すること。

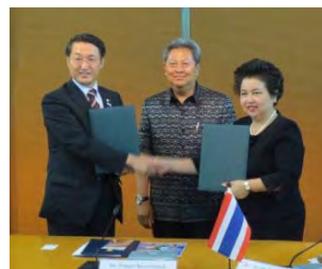
【 鳥取県が進めるプロジェクト及び期待する支援の例 】

- ・タイ工業省と連携による地域・技術センサス（両地域の技術集積と連関を調査・評価）
→（期待する支援の例）両地域の技術者の交流支援、資金助成
- ・ロシアとの関係強化（沿海地方との経済共同プロジェクト、欧露部との経済交流）
→（期待する支援の例）ロシア極東地域へのジェトロ事務所設置

<参考>

1. 鳥取県とタイ工業省との連携について

○本県では、日本とタイ両政府が平成 23 年から進める「お互いプロジェクト」を通じて得た情報や人脈を活用して、タイ工業省と MOU（覚書）を締結して具体的連携に取り組む中。
（鳥取市においてタイ工業省・裾野産業協会との連携フォーラム開催（H26 年 1 月）など）



タイ工業省と MOU 締結(H25. 11)

○平成 25 年 11 月には、鳥取県東南アジアビューローをタイ・バンコクに開設するとともに、タイ工業省と中小企業の連携促進に関する MOU を締結。

○鳥取県の電機・電子部品産業とタイの自動車部品産業のマッチングを目指して、両地域の企業における技術集積と連関に関する調査及び評価を実施中。県内企業 21 社及びタイ国内企業 20 社が回答済（平成 26 年 5 月末）であり、今後、内容の分析・評価に取り組む予定。

○平成 26 年度には、タイでの自動車関連企業との合同プロモーションイベントの開催、チャーター便就航に合わせた鳥取県経済交流団によるタイ訪問等を検討中。

2. ロシアとのネットワーク強化について

○本県は GTI（大図們江開発計画）に参画。現在ロシア国内の地方政府では沿海州、ハバロフスク地方（オブザーバー）が参画しており、物流ルート確立を中心とした北東アジアにおける地方政府間プラットフォームとしての機能が期待できる。



GTI(大図們江開発計画)地域

○現在は GTI 地域における人的ネットワークの構築、日本海を通じた物流推進、境港や DBS 航路、豊富な観光資源等のアピールなどの事業に取り組んでおり、**本年 8 月には、鳥取県米子市に GTI 参加地方政府を招いて「GTI とっとりフォーラム」を開催予定。**

○しかし、ロシア内のジェトロ事務所は「モスクワ」と「サンクトペテルブルク」のみ。ロシアは優先的に極東開発を進めており、欧露地域のみならず、極東地域も諸外国からの貿易投資が増加し経済発展が期待される地域。

○極東地域へは、本県を始めとする日本海側の地方自治体を中心に、幅広い経済分野において中小企業の進出が年々増加。また、本県には境港とウラジオストクを結ぶ環日本海定期貨客船が就航していることから、この利点を活かして、経済共同プロジェクトの実施等により、極東地域と互恵的な経済関係を構築していく予定。

60 地域ものづくり産業等の競争力強化について

《提案・要望の内容》

- 平成25年度補正で制度化された「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり、商業・サービス）」について、予算を拡充し継続すること。

（ 景気は全国的に回復基調にあるが、今後の消費税率のさらなる引上げに伴う設備投資意欲の減退が懸念される。企業の投資を喚起する施策の継続は必要不可欠である。 ）

- 小規模事業者が活用しやすい制度とするため、制度設計に地方の意見を反映できる仕組みとすること。
- 企業の積極的な事業活動を喚起するため、設備投資に対する「収益納付ルール」を廃止するとともに、環境・エネルギー、健康・医療、航空・宇宙に限定されている成長分野に、地方の産業振興テーマ分野等を加えること。

＜参考＞

- 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業の拡充・継続

【本県の応募・採択状況】

- * 本県では公募のたびに申請件数が増加しており、継続的なニーズがある。

区分	申請件数 (うち設備投資)	採択件数	採択率
1次公募第1次締め切り分	34件(33件)	13件	38.2%
1次公募第2次締め切り分	46件(43件)	18件	39.1%

【「経営改善設備投資支援事業」予定件数】（本県独自の設備投資支援策）

- * 想定以上に企業の設備投資意欲が高く、枠拡大を予定。

区分	25年度補正（経済対策）	26年度当初予算分	26年度6月補正予算
件数	実績 19件	40件	140件（追加）

- 小規模事業者が活用しやすい制度に向けて

- * 小規模事業の応募・採択率が低いという地方の実態を考慮し、計画づくりのためのサポート体制、採択基準等に関し、地方の意見を反映できる制度にすることが必要。
- * 現行、小規模事業者型〔限度額700万円〕も設定されているが、設備投資が対象外のため、本県の場合利用はほとんどない。

- 積極的な事業活動の喚起に向けた「収益納付ルール」の廃止と成長分野の拡大

→ 収益納付ルールの廃止

- * 本事業実施事業者から、今後の収益納付の発生について懸念する声がある。
制度が期待する企業の革新的な取組み意欲を阻害するとともに、設備投資のための借入金返済に支障を来す懸念がある。

→ 拡大を要望する成長分野の分野例

「農林水産資源関連ビジネス」、「国際観光・海外展開（北東アジア、東南アジア）」

【鳥取県経済再生成長戦略（平成25年4月改訂）】

戦略的推進分野	環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、健康・福祉サービス関連産業、まちなかビジネス、コミュニティービジネス、観光ビジネス、農林水産資源関連ビジネス、次世代サービス
横断的施策	国際物流戦略、ICT戦略、人材育成戦略、ASEAN戦略

61 シルバー人材センター事業への支援について

《提案・要望の内容》

○シルバー人材センター事業に係る国庫補助金について、事業実施に支障をきたさないよう所要の予算を確保すること。

※シルバー人材センターは、近年の厳しい地域経済の影響を受け、受注金額が減少してきており、今まで以上に自主財源を確保することは非常に困難な状況にあります。また、このような状況の中で国庫補助金が大幅に削減され、人件費の削減等により事業実施を余儀なくされている現状です。

<参考>

1 運営費補助金の推移

(単位:千円)

年度	米子広域シルバー		鳥取市シルバー		倉吉市シルバー		境港市シルバー	
	米子市補助金	国庫補助金	鳥取市補助金	国庫補助金	倉吉市補助金	国庫補助金	境港市補助金	国庫補助金
21	12,290	12,290	14,100	13,700	10,200	10,200	9,500	9,500
22	12,290	12,290	12,100	10,900	10,200	9,150	9,500	8,800
23	12,290	10,650	10,200	7,100	9,150	7,100	9,500	7,100
24	12,290	10,650	11,100	7,100	7,100	7,100	9,500	7,100
25	12,290	10,650	11,100	7,100	8,800	7,100	9,500	7,100
26 見込	12,290	10,830	11,100	7,280	9,100	7,280	9,500	7,280

※各市独自の補助金がある場合、各市補助金に加算している。

2 国庫補助金の減額に係る経過

平成21年11月の事業仕分により、国庫補助金の1/3程度が平成22年度から削減されている。

米子広域シルバー人材センターは、国庫補助金の限度額が上限に達していなかったため、平成22年度は削減幅の影響を受けなかったが、他の3シルバー人材センターの国庫補助金は削減されている。

3 シルバー人材センターの対応

経営改善を図っているが、人件費の削減等により事業縮小を余儀なくされている現状である。

- ・ 正規職員の減員、嘱託職員又は臨時職員の減員
- ・ シルバー会員を雇用（勤務日数、時間を限った雇用）
- ・ 給与単価の削減
- ・ 正会員費の改定
- ・ 事務費率の改定
- ・ 互助会・各班の活動助成金廃止
- ・ 車両の減

等

62 スポーツツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

○本県がインバウンド対策の重点施策として取り組んでいるスポーツツーリズムの基盤整備や普及、スポーツを取り入れた着地型旅行商品の開発や海外プロモーションに対する財政支援を行うこと。

【今後支援いただきたい事項】

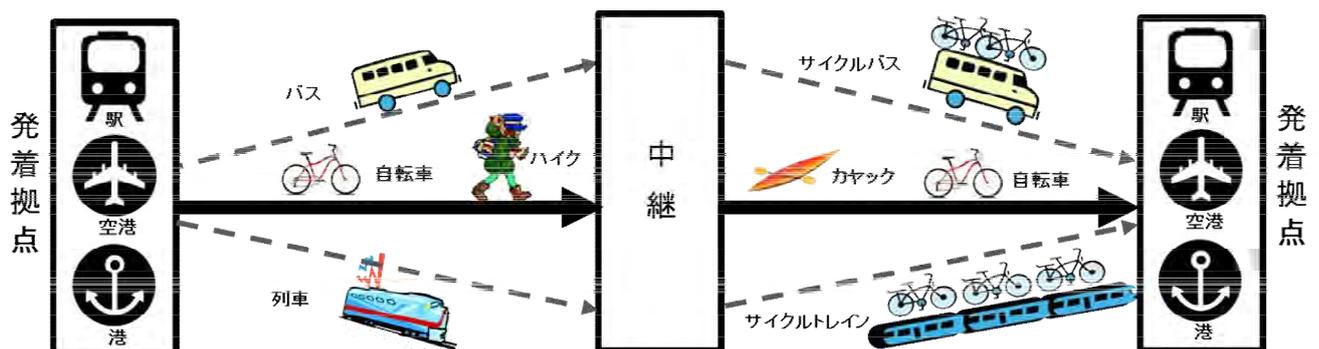
- ①「ジャパン・エコ・トラック」の推進
 - ・サイクリング、ウォーキング、カヤックなど人力での移動を基本とした環境に優しい旅行スタイルを県全域に広げるためのインフラ整備や、ガイド養成などの体制整備への支援
- ②国内外の愛好者が訪れ、高い評価を得ているサイクリングコース及びウォーキングコースの海外へのPRや、着地型旅行商品の開発
 - ・大山ダウンヒルコース（サイクリング）
 - ・東郷湖周回コース（ウォーキング） など
- ③スポーツ大会の国際化
 - ・国内の草分けである「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生・大山 SEA TO SUMMIT」及び新たに外国人参加枠を設けた「鳥取マラソン」などの国際大会の海外PR
- ④エコツーリズムの普及及びインバウンド対応
 - ・エコツアーガイドの養成
 - ・海外トッププロモーション

＜参考＞鳥取県の取組状況

- ・サイクリングロード、ウォーキングコースの整備
- ・サイクリング等の拠点施設等の整備（コンビニエンスストアと提携した休憩所の整備等）
- ・スポーツツーリズム促進に係るインバウンド商品の造成、誘致促進
- ・各種スポーツ大会の国際化

※「ジャパン・エコ・トラック」とは

「スイスマビリティ」と呼ばれているスイス全土をカバーする新たな旅行形態を参考に、全国 SEA TO SUMMIT 連絡協議会において提唱されたサイクリング、ウォーキング、カヤックなど人力での移動を基本とした環境に優しい旅行スタイル。



63 観光地魅力アップと地域ブランド力強化について

《提案・要望の内容》

- 地域が有する自然や歴史文化、温泉等の観光資源を生かした魅力アップを図るため、観光エリアの景観整備等に対する財政支援を充実すること。
- 受入体制の整備に向け、観光案内表示、無料公衆無線LANの整備促進や多言語対応の改善・強化に対する財政支援を充実すること。
- 広域エリアで一体となって国内外に通じる魅力ある観光地域づくりを図るため、地域ブランドイメージの確立に向けた支援を充実すること。

【今後ご支援いただきたい事項】

- ・地域の観光資源の磨き上げ、魅力アップに資する景観整備、改修等に対する支援
- ・観光案内表示の多言語化、無料公衆無線LAN等のインフラ整備に対する支援
- ・地域イメージをブランディングする専門アドバイザーの派遣
- ・広域エリアで数多くの魅力ある観光資源をつなぎ、ストーリー性ある効果的な共同プロモーションをする際の実施支援

<参考>

【現状及び課題】

- 中国地方は日本を代表する世界文化遺産や世界ジオパーク、歴史、文化が豊かな自然と融合し、人々を魅了する数多くの観光資源に恵まれている。
- 中国地方の2012年の観光入込客数は58.4百万人（対前年比105%）、2013年の中国地方の外国人延べ宿泊者数は45.9万人となり、対前年22%の増となった。（*1）
- しかしながら、人口減少局面における国内観光市場の限界や、中国地方の外国人宿泊数の全国シェア（約2%程度で推移）を考慮すると、観光地の魅力アップと、新たに国外の観光需要を呼び込み地域経済の活性化につなげていく新たな広域観光の創出、地域ブランド力の強化を並行して進めていくことが課題。

*1 観光庁の共通基準による観光入込客統計、宿泊旅行統計調査（暫定）より算出

【鳥取県の取組状況】

- 魅力アップのための景観整備等
 - ・温泉地の魅力向上のため行うランドデザイン策定、施設整備への支援
 - ・鳥取砂丘など観光周遊の核となる観光素材を活用した観光メニュー造成への支援
- 受入体制整備
 - 自治体や観光事業者が行う、次の外国人観光誘客活動に対する支援
 - （例）外国語表記のホームページやパンフレットの作成、施設等の外国語表記看板等設置、クレジットカード対応機器やWi-fi環境整備、消費税免税店舗開設 など
- 地域ブランド力強化
 - 広域エリアで連携し、優れた観光素材をつなぐ広域周遊ルート（ジオパーク、まんが、花、グルメなど）の提案や共同情報発信、キャンペーンの実施

64 広域観光の推進について

《提案・要望の内容》

○地方が一体となった誘客の取り組みにより新規需要を開拓し、国内観光の活性化を図るため、国においても、広域観光の振興策を一層強化すること。

- ・ 広域マーケティング調査の実施に対する専門アドバイザー派遣等の支援
- ・ 広域エリアを取り上げたプロモーションの実施

<参考>

【現状及び課題】

- 中国地方は自然環境・景観に恵まれ、伝統芸能や食文化、世界文化遺産など全国に誇れる地域資源が多くあるが、観光地間の連携が不十分であり、中国地方全体の魅力のアピールが弱い。したがって、地域資源をテーマごとに結びつけた広域観光ルートの設定等により、中国地方全体の広域観光を促す必要がある。
- 中国横断自動車道「姫路鳥取線」、「尾道松江線」等の高速道路の整備により、東西のラインに加えて南北のラインが充実し、中国地方における周遊性は格段に向上した。また、このメリットを活用して、関西、中京、四国、九州との連携を強化する必要がある。
- 整備が進む自動車道と空港、JR 駅、バスターミナル等の交通拠点を結ぶ広域観光ルート、ターゲット別（発地別、利用交通機関別等）の広域観光ルートを複数設定し、新たな観光商品やモデルコース等をマーケティングに基づき国内外に提案する必要がある。

【鳥取県の取組状況】

山陰観光推進協議会、鳥取・岡山観光連携事業、因幡・但馬・丹後観光協議会などにおいてスケールメリット活かした情報発信や共同プロモーションを実施している。

【中国地方の多様な観光資源】



65 インバウンドの推進について

《提案・要望の内容》

- 外国人観光客は、東京から大阪までのいわゆるゴールデン・ルートに集中している。今後、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、地方への来訪を促す取り組みを一層強化すること。
 - ・地方の広域周遊観光ルートなど、地方を取り上げたプロモーションの実施
 - ・多言語案内板、無料公衆無線 LAN 等のインフラ整備に対する財政支援

<参考>

【現状及び課題】

- 東アジアの経済発展に伴い中国地方への外国人観光客は増加しているものの、全国の宿泊者数に占める割合は、2パーセント未満にとどまっている。国外における中国地方の認知度はまだまだ低く、各県が個別対応するには限界がある。
- 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、日本全体の認知度、観光へのニーズも高まることが予想されることから、中国地方一体となった情報発信等を図る必要がある。

【鳥取県の取組状況】

- 自治体や観光事業者が行う、次の外国人観光誘客活動に対する支援
 - (例) ・海外での商談会等へ出展する際のプロモーションに要する経費
 - ・従業員対象に外国人観光客のおもてなし研修を行うための経費
 - ・外国語表記のホームページやパンフレットの作成経費
 - ・施設等の外国語表記看板等設置経費
 - ・クレジットカード対応機器やWi-fi環境整備に要する経費
 - ・消費税免税店舗開設に伴う備品等購入経費 など

- 「国際リゾートとっとりプラン」における県の取組

受入環境整備	プロモーション	
	旅行会社向け	一般向け
<ul style="list-style-type: none"> ・民間の受入環境整備の取組の調整・支援 ・空港等における観光案内 ・外客誘致に係る各種研修会等の開催 ・地域資源の掘り起こし、磨き上げ ・地域の受入環境整備の取組の調整・支援 ・地域内の二次交通整備の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○全県的な観光資源・情報のPR ○旅行会社への情報提供 ○旅行会社招致 	<ul style="list-style-type: none"> ○メディアを活用した全県的な観光資源・情報PR ○観光展出演 ○メディア招致

66 義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について

《提案・要望の内容》

○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。

※義務者不存在の旧岩美鉱山に係る坑廃水処理は、本県が事業主体となり、昭和55年から岩美町鉱害防止協会へ委託して実施しており、坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性（pH3.1）の坑廃水について処理を行っているが、坑廃水の流出は半永久的に継続するため、事業実施に係る経費負担が財政を圧迫する状況が続いている。

※鉱山事業は国策で実施したものであり、義務者不存在の廃止鉱山における鉱害防止の責務は、基本的に国にあるとの認識に立ち、坑廃水処理も含め、鉱害防止工事は全て国の責任と負担において行うこと。また、これが実現するまでの間、県が実施する坑廃水処理を含めた鉱害防止工事に係る補助金については、地域の実態や当該処理施設の実情等を総合的に判断して、施設の持続的な運営管理に支障にならないよう、人件費に補助対象限度額を設けないなど幅広く補助対象として交付すること。

<参考>

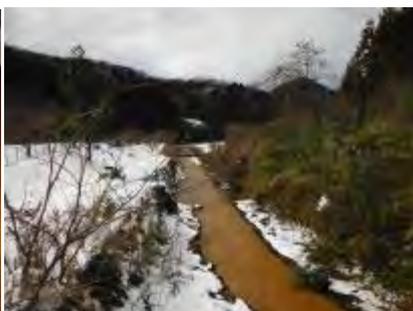
○旧岩美鉱山坑廃水処理施設の排水用坑道からの大量出水について

- ・平成25年1月に、坑廃水処理施設の排水用坑道から大量の出水が発生し、導水路より溢れた坑廃水の一部が近傍河川（岩美川）へ流出した。
- ・原因は、坑廃水処理施設内の排水用坑道内の土砂が落盤し、堰き止められていた自然のダムが決壊したために、大量の坑廃水が出水したものと考えられる。
- ・今回の事故を踏まえ、坑内作業員等の危害予防及び鉱廃水の出水量調整のための堰を設けると共に、出水した坑廃水の回収が出来るように導水路の拡幅等を行うなど、大量の出水に対応できる対策工事を検討しているところ。
- ・坑廃水処理施設の持続的な運営管理に支障を来さないよう、当該対策工事についても必要な経費の措置をお願いしたい。

【排水用坑道からの出水状況】

【処理施設内の状況】

【河川への流出状況】



○旧岩美鉱山鉱害防止事業費の状況

(単位：千円)

区 分	事 業 費	財 源 内 訳	
		国庫 (3/4)	県 費
平成23年度	70,008	50,303	19,705
平成24年度	72,970	52,248	20,722
平成25年度	63,560	45,310	18,250

67 水道事業の耐震性向上のための支援拡大と 震災対策補助制度の新設について

《提案・要望の内容》

- 耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。
- 震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対する新たな補助制度の創設を行うこと。

※水道施設の被害を最小限に抑えるため、ライフライン強化を目指して老朽管更新を実施している。これらの事業には多額の事業費を要し、水道事業経営及び水道料金に及ぼす影響が大きいため、財政支援を求める。また、地震等の災害時における応急給水には、給水車、給水用タンク、飲料水袋など多くの機材や破損した水道管の補修材料の備蓄が必要である。

<参 考>

○基幹管路の耐震化状況（平成24年度末時点 厚生労働省調査結果より）

導水管や送水管など「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で33.5%。昨年度（32.6%）から0.9ポイント上昇したが、依然として低い状況。

本県においては、24.2%と全国で12番目に低い水準となっている。

	耐震適合率（平成24年度末）
全国	33.5%
鳥取県	24.2%

○現在の交付基準（老朽管更新事業の補助制度）

①資本単価要件：資本単価が90円/m³以上であること。

※鳥取市の場合（試算）…67円/m³（平成24年度）

※米子市の場合（試算）…61.5円/m³（平成24年度）

②水道料金要件：1か月に10m³使用した場合の水道料金が、1,123円（平成26年度）よりも高いこと。

※鳥取市の場合…966円（平成26年度）

※米子市の場合…1,073円（平成26年度）

③現在の補助率：1/3

（給水車）



（飲料水袋）



（給水タンク）



（管の補修材料）



68 簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について

《提案・要望の内容》

- 地理的条件や統合規模を勘案し、簡易水道統合整備に対する国庫補助について、平成35年度まで期間延長すること。
- 簡易水道統合後の運営経費の不足分や旧簡易水道施設に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業繰出し基準の対象となるよう基準を改正すること。

(鳥取市の例)

※簡易水道事業については、平成28年度までに隣接する上水道に統合する計画書を提出していなければ国庫補助の対象とならないため、鳥取市においては統合計画書を提出している。

※鳥取市は山間部の面積が広く、統合の対象となる小規模な簡易水道施設等を77か所有しており、その数は全国でも上位である。また、事業は経営基盤が脆弱であることから、一般会計からの繰入れや国庫補助などを主要な財源として運営している。このため、事業統合後、旧簡易水道事業の運営経費の不足分を上水道事業が負担することとなると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたすことになる。

※また、多数の簡易水道施設整備を国庫補助の対象となる統合期限までに行うため、25年度から施設整備費を倍増して整備することとしたが、人員と予算の制約もあり、統合期限までに整備を行うことは極めて困難である。

※統合期限を過ぎれば、国庫補助金交付要件がさらに厳しくなり、現在の施設整備計画分の事業費約10億円と今後計画する施設の統合、更新の事業費は、上水道事業単独の負担となる。

〈参考〉

1 簡易水道事業統合計画

上水道事業	1事業	}	平成28年度末統合	}	上水道事業	1事業
簡易水道事業	67事業		→			
飲料水供給施設	10施設					

2 簡易水道施設整備事業費

平成22～28年度 49億1209万円（30施設整備）

3 地方公営企業繰出金

統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費の一部については、一般会計から繰出しが認められており、繰出しの基準に基づく繰出金については交付税措置がある。

しかし、統合水道に係る統合後に実施する建設改良に要する経費の一部に対する一般会計からの繰出しについては、繰出しの基準が非常に厳しく、国庫補助の対象となるものに限定されている。

69 廃棄物焼却施設改良事業等への 地方公共団体の財政負担の軽減について

《提案・要望の内容》

○焼却施設の設備改良に循環型社会形成推進交付金を活用する場合、採択に係る二酸化炭素の削減率による補助率の優遇について、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件を緩和すること。

※平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良が対象事業に追加され、補助率1/2が適用される採択要件は、二酸化炭素の削減率が20%以上となっている。（通常の補助率は1/3）

※米子市は、平成27年度から焼却施設の改良事業を計画しているが、既に最新の省エネ設備等を導入していることから、削減率は約13%と試算しており、20%以上は困難となっている。

<参考>米子市クリーンセンターの施設概要

- 供用開始：平成14年4月
- 焼却能力：270トン/日（90トン×3炉）
- 付帯設備：灰溶融施設（58トン/日）、蒸気タービン発電機（4,000kW）
- 改良計画：平成27年度から設計等を行い、平成29年度から改良工事を実施する予定



米子市クリーンセンター

70 使用済家電製品の再資源化の推進について

《提案・要望の内容》

- 使用済小型電子機器等の回収量を確保するためには、多くの市町村の参加が必要となることから、初期投資費用はもとより割高となるランニングコストも含めた市町村の財政支援等を行うとともに、有用資源を丁寧かつ確実に回収するため、事業者や地域の実情を踏まえた円滑な再資源化事業計画の認定に配慮すること。
- 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」におけるリサイクル料金は、不法投棄等の誘因をなくすため、製品購入時に支払う「前払い制」を導入すること。
- 国内において家電製品等の再商品化を推進する観点から、廃家電の海外流出を防止するため、国として自治体や関係機関と連携した水際対策の徹底を図ること。

※廃家電の無確認輸出を関係機関と連携して阻止（平成24年10月、境港）したところであるが、無料回収業者による回収、無確認輸出の動向に対する監視を継続している事案がある。

<参 考>

1 使用済小型電子機器等のリサイクルに向けた検討状況

○県下19市町村にアンケート調査実施（H25年9月）

- ・実施中⇒6市町
- ・実施に向けて検討中⇒6市町
- ・実施予定なし⇒7市町村

※実施しない理由として、「小型家電の排出量が少量」、「予算的に困難」等の意見

○県町村会からは、国による財政支援等について要望が出されている。

2 家電リサイクル法の対象4品目の不法投棄台数の推移

○近年、当県の不法投棄台数は減少しているが、不要品回収業者に回っている可能性あり。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
全 国	119,400台	133,200台	131,800台	161,400台	116,500台
鳥取県	317台	576台	291台	286台	239台

3 使用済家電製品の適正なリサイクルに向けた本県の取組状況

○市町村と連携して不用品回収業者への立入・指導を実施するとともに、テレビCM等により県民への普及啓発を実施。

<県内の不用品回収業者数>

区分	東部地区	中部地区	西部地区	合計
H23	7	6	12	25
H24	4	5	15	24
H25	3	5	14	22

<本県のテレビCM>



71 PCB廃棄物の処理推進について

《提案・要望の内容》

○法人の解散などにより処理責任者が不明となったPCB廃棄物について、地方公共団体が保管・処理を余儀なくされた場合、処理費用を国として財政支援するなど確実な処理が実施される枠組みを整備すること。

〔※競売により所有権が移転したり、法人が解散済みなどにより処理責任者が不明になった場合、生活環境への影響を防ぐため地方公共団体がPCB廃棄物を保管・処理せざるを得ない事例が生じている。〕

＜参考：県内事例＞

【事例1】

- 平成23年、日南町内の廃止鉱山からPCB含有電気機器を発見。
- 保管・処理責任について調査を行ったものの、閉山から約40年以上経過しており、鉱業権者の所在は不明。生活環境への影響を防ぐため、やむなく町が保管・処理。
 - ・平成24年度、町が高濃度PCB機器1台を委託処理
→県不法投棄廃棄物処理事業補助金（単県）により支援(1/2)。
 - ・低濃度PCB機器3台の保管を継続中（処理未定）



【事例2】

- 以前、法人事業で使用されていたPCB含有電気機器の個人保管者（元役員）が死去（平成25年）。
 - ・保有機器 低濃度PCBトランス3台
- 親族は相続放棄をしたと主張し、処理への協力の意思はない。

【事例3】

- 有価物としてPCB含有の疑いのある機器を回収した個人事業主が死去（平成24年）。
 - ・トランス1台、コンデンサ1台、安定器1台 →排出者等の情報一切なし
- 親族は相続放棄をしたと主張し、分析・処理への協力の意思はない。

72 次世代自動車の充電インフラ整備促進について

《提案・要望の内容》

○政府及び本県の充電インフラ整備目標を実現させるため、民間主導による整備が一層進むように平成27年度以降も補助制度を継続実施すること。

・平成25年8月、電欠の不安を感じないインフラ整備を目指して、「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定。エコツーリズムなど環境に配慮した観光客受入体制の整備や超小型モビリティ等の普及促進を図ることとしている。

【インフラ整備目標】※2020年まで

(国) 普通充電器200万基、急速充電器5,000基

(鳥取県) 普通充電器344基、急速充電器183基

○課金システムなど充電サービスのビジネス化を目指すために必要な既設の充電設備に対する追加のハード整備に対して、地方自治体及び民間事業者等への財政支援を実施すること。

・充電インフラ整備は、行政主導のアーリーステージから民間主導の市場発展期に移行する必要があり、現在は移行期である。

・民間レベルで整備が進展しない要因として、充電サービスの無料化が一因となっているため、課金サービスなど充電サービスのビジネス化を目指す必要がある。

【鳥取県石油商業組合の声】

多くの充電ステーションで無料で充電できる現状では、ガソリンスタンドで導入してもビジネス性がない。ガソリンスタンドが充電サービスを導入するには、課金できる環境整備が必要。

73 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充について

《提案・要望の内容》

○地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、情報格差が生じることがないように、地方公共団体における光ファイバ等の地域情報通信基盤（ケーブルテレビの伝送路を含む）整備に対する支援措置を拡充すること。

現在の国庫補助事業は、過疎・離島等の条件不利地域に限定した医療・健康福祉・教育等の公共アプリケーションと合わせての整備が条件となったり、防災のためのループ化等が条件となっており、超高速ブロードバンド基盤の整備をするだけでは補助対象とならない。

○地方公共団体が整備した地域情報通信基盤を維持するため、伝送路及びネットワーク機器の更新が必要となってきたが、特に事業採算性の乏しい地域においては、更新のための費用負担が多大なものとなるため、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

<参考>

鳥取中央有線放送株式会社（エリア：湯梨浜町、北栄町、琴浦町）の運営状況

伝送路等の更新にはトータル50億円程度の費用負担がある一方、運営会社の利益は年2～3千万円程度であり、町の施設貸付料収入も年数百万円程度であるため、運営に伴う利益で更新費用を賄うのは非現実的な状況。

決算状況

	平成25年度	平成24年度
A 売上利益（売上一原価）	3億1,400万	3億1,700万
B 販売費及び管理費	2億8,800万	2億8,200万
C 営業利益（A－B）	2,600万	3,500万
D 当期純利益（営業外収益、特別損失、税引後）	2,000万	2,600万
E 繰越利益剰余金	2億9,600万	2億7,600万

伝送路・機器等更新費用

エリア	時期、費用等
湯梨浜町	H26年度 機器更新 0.45億円 今後も機器更新が順次見込まれる H30～31年度 光ファイバ、設備・機器更新 14.7億円
北栄町	H22～25年度 光ファイバ網整備 14.2億円 (財源：平成21年度地域情報通信基盤整備交付金等を利用) 今後、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費用が見込まれる。
琴浦町	H25～30年度 光ファイバ網整備 16.5億円 (財源：合併特例債等を予定) 整備後も、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費用が見込まれる。

(補足) 光ファイバの耐用年数は10年だが、通常10数年～20年程度利用
機器の耐用年数及びメーカー保守期間は共に5年程度

74 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について

《提案・要望の内容》

○旧岩美鉱山における朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。

※1943年9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（住所：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。その際、堰堤直下にあった朝鮮半島出身の旧民間徴用者宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。

※この事故により、朝鮮半島出身の徴用者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧民間徴用者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。

※国において、平成17年から旧民間徴用者の遺骨については、所在の情報収集と実地調査を実施され、韓国政府に情報提供されたところだが、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還について、格別の御配慮をお願いする。

<参考>

○鳥取大地震発生後現地写真



朝鮮人長屋付近



現第1県営ダム・供養塔付近

75 食品表示の適正化について

《提案・要望の内容》

- 景品表示法において、都道府県知事に新たに付与される権限を円滑に執行するため、都道府県における人員確保や調査業務等に要する経費に対し、消費者行政活性化交付金の交付対象に加えるなど、国が必要な財源措置を講ずるとともに、措置命令を行う場合の基準を明確にすること。
- 本年3月に景品表示法の優良誤認表示に係る食品表示について「ガイドライン」が示されたところであるが、事例も限られており、判断基準が明確になったとは言いがたいものであることから、具体的事例を増やしてガイドラインを充実するなど、引き続き判断基準の明確化に努めること。
- 食品表示法における食品表示基準を策定するにあたっては、消費者及び食品事業者の声を聞き、消費者にわかりやすく、誤解を与えないために必要と認められる事項に限ったものとし、また、事業者に対して過剰な規制とならないようにすること。

(過剰な規制と思われる品質表示の一例)

- ・みそ汁は、「和風汁物」又は「和風汁物(みそ汁)」と表示する事が義務付けられている。

※今後、措置命令の権限が付与された際、指導と命令の判断基準がないと、自治体によって対応が異なるおそれがある。

※平成26年3月28日に「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方」が公表されたが、一部の事例についてのQ&Aは示されているが、事例数も限られており、具体的な不当表示の判断基準の記載はない。

※現在、消費者庁において検討されている食品表示基準では、現行の食品衛生法とJAS法の基準を単に統合するのみと聞いているが、JAS法に基づく品質表示基準の中には、名称等の規定において過剰な規制と思われるものがある。

76 警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

○下記対策を講じるために警察官を増員すること。

・ ストーカー、DV等人身安全関連事案対策

- ※ストーカー・DV事案等の人身安全関連事案は、認知段階では、被害者等に危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難。一方で事態が急展開し、殺人事件等重大事案に発展するおそれが極めて高く、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があるため、被害の予防・未然防止から対処に至るまで、迅速、的確かつ組織的な対応が必要。
- ※近年、ストーカー・DVの相談件数・事案対応件数は増加傾向にある。本県内に居住する親族等に対する他府県警察からの保護措置要請等には、的確に対応しているが、本県の体制は脆弱であることから、迅速かつ的確な対応を図るための体制強化が急務である。

・ 特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策

- ※特殊詐欺は全国的に増加傾向にあり、手口はより巧妙となっている。国民、県民に大きな被害と体感治安の低下をもたらしており、ここで歯止めをかけない限り、被害はますます拡大を続け、治安水準を大きく低下させる要因になりかねない。
- ※速やかな口座凍結や契約者確認の求め等犯行ツールの遮断対策と平行して、他都道府県への長期出張捜査、他県との合・共同捜査等の広域かつ秘匿性の高い捜査を組織的に行うことが必要。
- ※本県においても、被害者数、事件対応とも増加しているが、本県の体制は脆弱であることから、各種広報啓発活動、関係機関への指導・協力依頼等継続した防犯対策、認知時における迅速かつ広域な捜査を推進するための体制強化が急務である。

・ 原子力災害対策

- ※UPZ（緊急防護措置区域）が30km圏に拡大され、境港警察署及び米子警察署管内の大部分が圏内となっている。
- ※島根県警察、鳥取県等の関係機関と連携の上、本県への影響把握、島根県及び本県住民等の避難誘導、広域交通規制、避難地区の犯罪予防等の各種警察活動の迅速かつ的確な実施と2警察署の機能移転が必要。
- ※緊急防護措置区域等の実態把握、警備計画等の見直し、関係機関との情報共有、教養訓練、資機材等の整備、専門知識を有する担当者の育成等の諸対策は、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であるため、警察官の増員により継続的かつ専門的、専属的な体制強化が急務である。

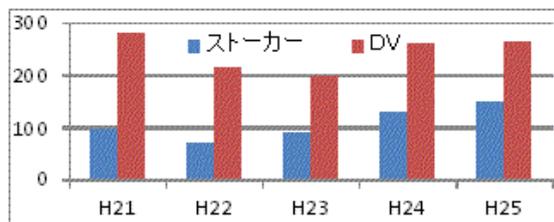
・ 高速道路等における交通安全対策

- ※鳥取県内の高速道路及び指定自動車専用道路は、平成元年に整備された中国横断自動車道（米子自動車道。県内距離27.2km）以外は、新直轄方式の中国横断自動車道姫路鳥取線の一部（鳥取IC～智頭IC距離22.5km）及び無料の自動車専用道路で構成（総延伸距離69.8km）され、高速道路交通警察隊長以下28人体制で対応。
- ※米子自動車道以外は道路の規格が低く、ネクスコ西日本の活動がないため、交通事故のほか、落下物や車両の故障等にも対応するなど、高いリスクの中、業務を遂行。
- ※西部、東部分駐隊は、約80km離れているため相互補完ができない状況にあり、同時多発的、あるいは大規模交通事故が発生した際に、現場臨場の遅延や事案対応が困難な場合が懸念されるが、本県の体制は脆弱であることから、広域交通の安全を確保するためには、迅速かつ適正な初動対応等を行うための体制強化が急務である。

<参考>

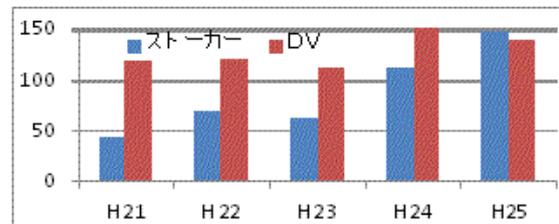
○ストーカー・DV事案等人身安全関連事案対策の体制強化

【ストーカー・DV相談状況】



	H21	H22	H23	H24	H25
ストーカー	98	71	89	129	153
DV	283	216	197	262	264

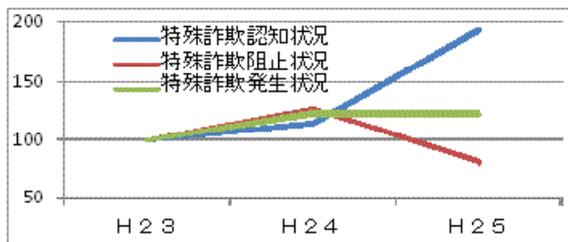
【ストーカー・DV対応状況】



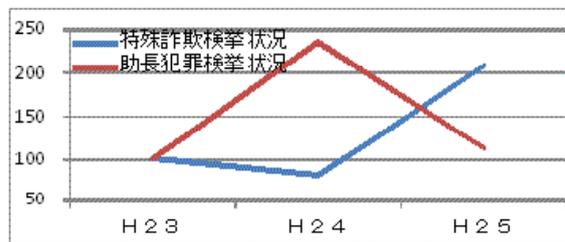
	H21	H22	H23	H24	H25
ストーカー	43	69	62	112	148
DV	119	121	111	165	138

○特殊詐欺対策の体制強化

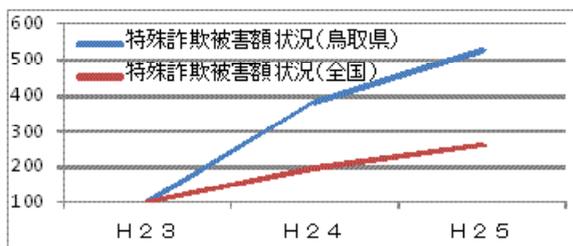
【特殊詐欺発生状況】



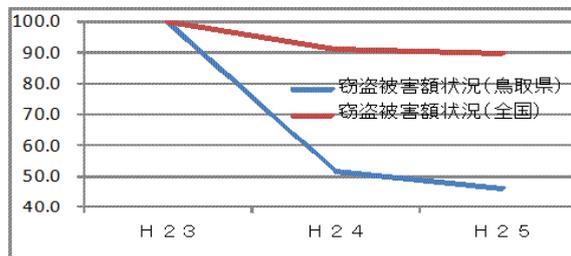
【特殊詐欺検挙状況】



【特殊詐欺被害額状況】



【窃盗被害額状況】



※ 平成23年を100として指数で表記

○原子力発電所準立地県としての体制確立

【島根原子力発電所周辺図】



鳥取県地域防災計画(平成24年度修正)に基づく
UPZ(30km圏)内人口 約73,000人

○広域交通安全対策の体制強化

【高速道路及び指定自動車専用道路の整備状況】



赤色…高速道路
紫色…指定自動車専用道路